

笠間市告示第 37 号

平成 20 年第 1 回笠間市議会定例会を、次のとおり招集する。

平成 20 年 2 月 26 日

笠間市長 山 口 伸 樹

1 期 日 平成 20 年 3 月 4 日 (火)

2 場 所 笠間市議会議場

平成20年第1回笠間市議会定例会会期日程

月 日	曜 日	会 議 名	議 事
3月 4日	火	本 会 議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 請願・陳情（付託） 議案上程・提案理由の説明 質疑・討論・採決（議案の一部）
3月 5日	水	休 会	議案調査 〔議案質疑通告締切（午前中）〕
3月 6日	木	本 会 議	会議録署名議員の指名 議案質疑・委員会付託 予算特別委員会設置・付託
3月 7日	金	休 会	常任委員会（総務・土木建設） 〔一般質問通告締切（午前中）〕
3月 8日	土	休 会	
3月 9日	日	休 会	
3月10日	月	休 会	常任委員会（文教厚生・産業経済）
3月11日	火	休 会	予算特別委員会（第1日）
3月12日	水	休 会	予算特別委員会（第2日）
3月13日	木	休 会	予算特別委員会（第3日）
3月14日	金	休 会	議事整理 〔議会運営委員会〕
3月15日	土	休 会	
3月16日	日	休 会	
3月17日	月	本 会 議	会議録署名議員の指名 一般質問
3月18日	火	本 会 議	会議録署名議員の指名 一般質問 〔討論通告締切（午前中）〕
3月19日	水	本 会 議	会議録署名議員の指名 一般質問
3月20日	木	休 会	
3月21日	金	本 会 議	会議録署名議員の指名 各委員会委員長報告 質疑・討論・採決（議案の一部） 閉会

平成20年第1回
笠間市議会定例会会議録 第1号

平成20年3月4日 午前10時00分開会

出席議員

議長	28	番	石	崎	勝	三	君
副議長	13	番	萩	原	瑞	子	君
	1	番	小	磯	節	子	君
	2	番	石	田	安	夫	君
	3	番	蛭	澤	幸	一	君
	4	番	野	口		圓	君
	5	番	藤	枝		浩	君
	6	番	鈴	木	裕	士	君
	7	番	鈴	木	貞	夫	君
	8	番	西	山		猛	君
	9	番	村	上	典	男	君
	10	番	石	松	俊	雄	君
	11	番	畑	岡		進	君
	12	番	海老	澤		勝	君
	14	番	中	澤		猛	君
	15	番	上	野		登	君
	16	番	横	倉	き	ん	君
	17	番	町	田	征	久	君
	18	番	大	関	久	義	君
	19	番	市	村	博	之	君
	20	番	野	原	義	昭	君
	21	番	杉	山	一	秀	君
	22	番	柴	沼		広	君
	23	番	小園	江	一	三	君
	24	番	須	藤	勝	雄	君
	25	番	竹	江		浩	君
	27	番	海老	澤	勝	男	君

欠 席 議 員

26 番 常 井 好 美 君

出 席 説 明 者

市 長	山 口 伸 樹 君
副 市 長	石 川 和 宏 君
教 育 長	飯 島 勇 君
市 長 公 室 長	永 井 久 君
総 務 部 長	塩 田 満 夫 君
市 民 生 活 部 長	野 口 直 人 君
福 祉 部 長	保 坂 悦 男 君
保 健 衛 生 部 長	仲 村 洋 君
産 業 経 済 部 長	青 木 繁 君
都 市 建 設 部 長	小 松 崎 登 君
上 下 水 道 部 長	早 乙 女 正 利 君
教 育 次 長	加 藤 法 男 君
消 防 長	吉 井 勝 蔵 君
会 計 管 理 者	成 田 均 君

出 席 議 会 事 務 局 職 員

事 務 局 長	鈴 木 健 二
事 務 局 次 長	中 田 明
係 長	山 田 正 巳
主 事	川 野 輪 良 子

議 事 日 程 第 1 号

平 成 2 0 年 3 月 4 日 (火 曜 日)

午 前 1 0 時 開 会

- 日 程 第 1 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名 に つ い て
- 日 程 第 2 会 期 の 決 定 に つ い て
- 日 程 第 3 諸 般 の 報 告 に つ い て
- 日 程 第 4 請 願 陳 情 に つ い て
- 日 程 第 5 茨 城 県 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 議 会 議 員 の 補 欠 選 挙 に つ い て
- 日 程 第 6 施 政 方 針 に つ い て

- 日程第7 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成19年度笠間市一般会計補正予算（第6号））
- 日程第8 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定め、和解することについて）
- 日程第9 議案第1号 笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第2号 笠間市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第3号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第4号 笠間市消防団の設置等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第5号 笠間市営有料自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第6号 笠間市在宅心身障害児福祉手当支給条例の一部を改正する条例について
- 議案第7号 笠間市障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例について
- 議案第8号 笠間市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第9号 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第10号 笠間市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第11号 笠間市後期高齢者医療に関する条例について
- 議案第12号 笠間市手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第13号 笠間市営友部駅北口広場駐車場の設置及び管理に関する条例について
- 議案第14号 笠間市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 議案第15号 笠間都市計画事業岩間駅東土地区画整理事業施行規程を定める条例について
- 日程第16 議案第16号 笠間市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第17号 市道路線の廃止及び認定について
- 日程第18 議案第18号 土地の取得について
- 日程第19 議案第19号 土地の処分について
- 日程第20 議案第20号 工事請負契約の変更について
- 日程第21 議案第21号 平成19年度笠間市一般会計補正予算（第7号）
- 議案第22号 平成19年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）

- 議案第23号 平成19年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 議案第24号 平成19年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第25号 平成19年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第26号 平成19年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第27号 平成19年度笠間市立病院事業会計補正予算（第2号）
- 議案第28号 平成19年度笠間市笠間水道事業会計補正予算（第4号）
- 議案第29号 平成19年度笠間市友部水道事業会計補正予算（第4号）
- 議案第30号 平成19年度笠間市岩間水道事業会計補正予算（第4号）
- 議案第31号 平成19年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第22 議案第32号 平成20年度笠間市一般会計予算
- 議案第33号 平成20年度笠間市国民健康保険特別会計予算
- 議案第34号 平成20年度笠間市老人保健特別会計予算
- 議案第35号 平成20年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第36号 平成20年度笠間市介護保険特別会計予算
- 議案第37号 平成20年度笠間市介護サービス事業特別会計予算
- 議案第38号 平成20年度笠間市公共下水道事業特別会計予算
- 議案第39号 平成20年度笠間市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第40号 平成20年度笠間市立病院事業会計予算
- 議案第41号 平成20年度笠間市笠間水道事業会計予算
- 議案第42号 平成20年度笠間市友部水道事業会計予算
- 議案第43号 平成20年度笠間市岩間水道事業会計予算
- 議案第44号 平成20年度笠間市工業用水道事業会計予算

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 請願陳情について
- 日程第5 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙について
- 日程第6 施政方針について
- 日程第7 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成19年度笠間市一般会計補正予算（第6号））
- 日程第8 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定め、和解することについて）
- 日程第9 議案第1号 笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

- 議案第2号 笠間市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第3号 笠間市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第4号 笠間市消防団の設置等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第5号 笠間市営有料自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第6号 笠間市在宅心身障害児福祉手当支給条例の一部を改正する条例について
- 議案第7号 笠間市障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例について
- 議案第8号 笠間市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第9号 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第10号 笠間市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第11号 笠間市後期高齢者医療に関する条例について
- 議案第12号 笠間市手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第13号 笠間市営友部駅北口広場駐車場の設置及び管理に関する条例について
- 議案第14号 笠間市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 議案第15号 笠間都市計画事業岩間駅東土地区画整理事業施行規程を定める条例について
- 日程第16 議案第16号 笠間市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第17号 市道路線の廃止及び認定について
- 日程第18 議案第18号 土地の取得について
- 日程第19 議案第19号 土地の処分について
- 日程第20 議案第20号 工事請負契約の変更について
- 日程第21 議案第21号 平成19年度笠間市一般会計補正予算(第7号)
- 議案第22号 平成19年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算(第5号)
- 議案第23号 平成19年度笠間市介護保険特別会計補正予算(第4号)
- 議案第24号 平成19年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第25号 平成19年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 議案第26号 平成19年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)

- 議案第27号 平成19年度笠間市立病院事業会計補正予算（第2号）
議案第28号 平成19年度笠間市笠間水道事業会計補正予算（第4号）
議案第29号 平成19年度笠間市友部水道事業会計補正予算（第4号）
議案第30号 平成19年度笠間市岩間水道事業会計補正予算（第4号）
議案第31号 平成19年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第4号）
日程第22 議案第32号 平成20年度笠間市一般会計予算
議案第33号 平成20年度笠間市国民健康保険特別会計予算
議案第34号 平成20年度笠間市老人保健特別会計予算
議案第35号 平成20年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算
議案第36号 平成20年度笠間市介護保険特別会計予算
議案第37号 平成20年度笠間市介護サービス事業特別会計予算
議案第38号 平成20年度笠間市公共下水道事業特別会計予算
議案第39号 平成20年度笠間市農業集落排水事業特別会計予算
議案第40号 平成20年度笠間市立病院事業会計予算
議案第41号 平成20年度笠間市笠間水道事業会計予算
議案第42号 平成20年度笠間市友部水道事業会計予算
議案第43号 平成20年度笠間市岩間水道事業会計予算
議案第44号 平成20年度笠間市工業用水道事業会計予算

午前10時00分開会

開会の宣告

議長（石崎勝三君） 皆さんおはようございます。

ご報告を申し上げます。

ただいまの出席議員は27名であります。本日の欠席議員は、26番常井好美君であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成20年第1回笠間市議会定例会を開会いたします。

開議の宣告

議長（石崎勝三君） 直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

議長（石崎勝三君） 日程についてご報告を申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといた

します。

これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

議長（石崎勝三君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、15番上野 登君、16番横倉きん君を指名いたします。

会期の決定について

議長（石崎勝三君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今期定例会の会期等につきましては、去る2月26日議会運営委員会を開催し、ご審議をいただいております。

ここで、議会運営委員会委員長からご報告をいただきたいと思います。

委員長市村博之君。

〔議会運営委員長 市村博之君登壇〕

議会運営委員長（市村博之君） 議会運営委員会から会議の報告をいたします。

当委員会は、2月26日午前10時から、委員会室において、平成20年第1回市議会定例会の会期日程等について協議をいたしました。

会期につきましては、皆様のお手元に配付してあります資料のとおり、本日から3月21日までの18日間といたしました。

初日の4日は、会期の決定、請願陳情の付託、議案等の説明を受けた後、議案の一部について質疑、討論、採決を行います。

5日は、議案調査等のため休会とし、6日は、議案質疑を行い、各常任委員会への付託、さらに予算特別委員会の設置、付託となります。

7日と10日の両日は、常任委員会を開催するため、本会議を休会といたします。

11、12、13日の3日間を予算特別委員会とし、14日は議事整理のため休会となります。

17、18、19日の3日間が一般質問となります。

最終日の21日は、各委員会に付託された議案等の審査結果を委員長から報告を受けた後、討論、採決を行い、終了となります。

なお、ここで会議の開始時刻の変更につきまして報告いたします。会議の開始時刻は、会議規則で午前10時からとなっておりますが、3月19日は、市内小学校の卒業式のため、会議開始時刻を午後1時30分からとします。

また、最終日の3月21日は、クールシュヴェール国際音楽アカデミーinかさまの開講式

のため、午後2時から会議を開くことになりましたので、よろしくお願いたします。

以上、報告いたします。

議長（石崎勝三君） お諮りいたします。

ただいま委員長の報告のとおり、今期定例会の会期は、本日から3月21日までの18日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は本日から3月21日までの18日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、ただいま議会運営委員長から報告がありましたように、お手元の日程表のとおりでありますので、ご了承ください。

諸般の報告について

議長（石崎勝三君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

初めに、昨年12月の定例会において議決された、日豪EPA/FTA交渉に対する意見書、及び道路整備の推進と必要な財源の確保に関する意見書については、12月18日をもって各関係大臣等に送付いたしました。

また、請願第19-4号、平成20年度以降もBSE全頭検査を求める請願書を採択したことにより、市長に対し、採択請願の送付並びに処理経過及び結果報告の請求を同日付で行っております。

なお、本請願に対する市長からの処理経過及び結果報告については、その写しをお手元に配付したとおりですので、ご了承ください。

次に、地方自治法第121条の規定により説明のため出席を要請した者及び議会事務局職員の出席者は、別紙資料のとおりであります。

請願陳情について

議長（石崎勝三君） 日程第4、請願陳情についてを議題といたします。

本日までに議会に提出された請願陳情につきましては、文書表を付して、その写しをお手元に配付いたしました。これら請願陳情につきましては、お手元に配付いたしました請願陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙について

議長（石崎勝三君） 日程第5、これより茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の補

欠選挙を行います。

直ちに議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

議長（石崎勝三君） この選挙は、茨城県後期高齢者医療広域連合規約第8条第4項の規定に基づき行うものであります。

選挙は投票により行いますが、候補者は、お手元に配付いたしました候補者名簿のとおりです。この中から、これからお配りする投票用紙に候補者1名を記載し、投票していただくこととなりますので、よろしくお願いをいたします。

ただいまの出席議員は27名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

議長（石崎勝三君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

議長（石崎勝三君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。

投票は単記無記名であります。他事記載、白票は無効になります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

事務局長に点呼を命じます。

議会事務局長（鈴木健二君） それでは、順にお名前をお呼びいたします。

〔議会事務局長氏名を点呼、各員順次投票〕

小	磯	節	子	議員
石	田	安	夫	議員
蛭	澤	幸	一	議員
野	口		圓	議員
藤	枝		浩	議員
鈴	木	裕	士	議員
鈴	木	貞	夫	議員
西	山		猛	議員
村	上	典	男	議員
石	松	俊	雄	議員
畑	岡		進	議員
海	老	澤	勝	議員

萩原 瑞子 議員
中澤 猛 議員
上野 登 議員
横倉 きん 議員
町田 征久 議員
大関 久義 議員
市村 博之 議員
野原 義昭 議員
杉山 一秀 議員
柴沼 広 議員
小園江 一三 議員
須藤 勝雄 議員
竹江 浩 議員
海老澤 勝男 議員
石崎 勝三 議員

議長（石崎勝三君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

開 票

議長（石崎勝三君） 開票を行います。

開票の立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番小磯節子君、27番海老澤勝男君を指名いたします。よって、両君の立ち会いをお願いいたします。

〔小磯節子君、海老澤勝男君立ち会いの上開票〕

議長（石崎勝三君） 選挙の結果をご報告いたします。

投票総数27票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち、

有効投票 27票

無効投票 0票

有効投票中、

篠原 新一郎 候補 20票

堀越 道男 候補 7票

以上であります。

よって、この選挙結果を茨城県後期高齢者医療広域連合へ報告いたします。

施政方針について

議長（石崎勝三君） 日程第6、施政方針について市長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 平成20年度予算案並びにその他の議案を提出するに当たり、市政運営の基本方針と主要な施策の概要を申し述べ、議員各位初め、市民の皆様のご理解をお願い申し上げます。

地方分権や市町村合併の進展により、まちづくりや福祉など住民に身近な分野の行政サービスは、基礎的自治体である市町村が主体的に地域の実情に応じたサービスを提供していくことが求められております。

笠間市においても、自主的、自立的なまちづくりに取り組み、住民サービスの向上を図るため、今まで県の権限であった土地利用や福祉関係等の事務を包括的に移譲するまちづくり特例市の制度を、平成20年度から21年度にかけて2カ年にわたり段階的に受け入れることといたしました。

また、行財政改革の一環として、行政運営の効率化、市民サービスの向上を図るため、これまでも観光施設やスポーツ施設等について、積極的かつ計画的に民間委託や指定管理者制度の活用を進めてまいりましたが、今後も積極的な導入を検討してまいります。

昨年4月に新市として初めての総合計画を策定し、計画のもと各種事業を展開してまいりました。新年度は、重要事務事業を含む3カ年実施計画を定めましたので、この実施計画に基づき、『住みよいまち訪れてよいまち笠間』～みんなで創る 文化交流都市～を目指して、合併後の新市の一体感の醸成に努めながら、まちづくりに取り組んでまいります。

中でも、企業誘致と少子化対策に一層力を入れてまいりたいと考えております。

企業誘致に関しまして、茨城中央工業団地（笠間地区）にイオン進出が決定されたことは、新たな雇用の創出と地域活性化につながるものと期待しております。地元としての課題である中小事業者への支援に関しては、県とともに取り組んでまいります。

また、一方で、雇用の場の確保は、本市にとりまして、活力あるまちづくりを進める上で重要な課題であり、企業誘致の一層の推進が必要であると考えております。その体制づ

くりとして、企画政策課内に企業誘致推進室を新たに設置をいたします。

少子化対策に関しまして、全国的な傾向として、少子化による人口減少が続いております。本市においても、昨年1年間で340人の人口が減少しております。この減少に歯どめをかけ、若者を中心とした人口の定住化を図り、魅力ある笠間市にするため、少子化対策を重要事務事業に位置づけ、保育料の軽減事業、地域子育て支援拠点事業、マル福自己負担助成事業、不妊治療助成事業、妊婦健診推進事業、出会い創出事業などを推進してまいります。

また、企業誘致推進室の設置とあわせて、本年4月に組織機構の一部見直しを行い、都市計画法に規定する開発行為の許可等の事務のため、都市計画課に開発指導グループを置き、生活保護業務の充実を図るため、社会福祉課に保護グループを置きます。より一層の市民サービスに努めてまいりたいと考えております。

道路特定財源の暫定税率につきましては、「文化交流都市」の実現には維持が必要であります。仮に暫定税率が廃止されると、本市においては3億円余の税収減となり、さらに国の補助金等も削減されることを考慮すると、道路建設に関する財源は現在の約半分に落ち込むと想定されます。さらに、国、県においても大幅な減収となることから、国、県道を初め、本市の道路整備は多大な影響を受けることとなります。道路特定財源の暫定税率維持は、本市のまちづくりにとって必要不可欠でありますので、今後も引き続き市議会とともに国等へ働きかけてまいります。

次に、平成20年度予算編成方針について述べさせていただきます。

日本の経済は、バブル経済の時期から約20年、1997年の金融危機からも約10年が経過し、バブル崩壊や金融危機への対応に終われる異常な局面から脱却し、正常な状態へ回復してきたと言われております。

しかしながら、サブプライムローンの問題の影響でアメリカ経済がスローダウンしていることへの影響、原油価格高騰の影響などにより、世界的に株価が下がるなど、景気の先行きは不透明となっております。

また、都市と地方の景気を比較しますと、原材料の値上がりや住宅投資の減少などによる雇用環境への悪化により、中小企業が多い地方経済には大きな影響が出ております。

国においては、財政健全化の目標として、2011年度には国、地方のプライマリーバランスを確実に黒字化させることとされております。目標達成に向け、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2007」で示された歳出改革の内容を計画的に実施することとされ、税の自然増収は、安易な歳出等に振り向けないで将来の国民負担の軽減に向け、新たに必要な歳出を行う際は、原則として他の経費の削減で対応する等の考え方が示されております。

このような状況の中で、平成20年度予算編成に当たり、歳入においては、昨年に引き続き地方交付税算定の特例分、県補助金の合併特例交付金、合併特例債等の合併支援措置を

有効に活用するとともに、「市税等収納特別対策本部」を設置し、市税や各種保険料などの収納率を上げるよう歳入の極力確保に努めました。

一方、歳出面では、行財政改革大綱及び実施計画に基づき、補助金については、本年度補助金検討委員会から受けた最終答申に基づき、20年度の予算の中で一部見直しを行い、3年をめどに進めてまいります。また、後年度の財政負担を軽減するため、高金利の地方債の繰上償還を予算化いたしました。さらに、行政活動の一定の基準、視点に従って評価し、その結果を改善に結びつける手法として、行政評価制度の導入について検討してまいります。

また、新市の一体感を醸成し合併効果を高めるための幹線道路の整備、交通の利便性を高めるための駅周辺整備など、都市基盤整備を引き続き推進するとともに、本年度策定した笠間市次世代育成支援行動計画（かさまっ子未来プラン）にうたわれております「地域みんなで支えあう 子育てのまち 笠間市」を目指し、少子化対策に重点を置いた予算編成をいたしました。

平成20年度の一般会計予算は、前年比1.9%減の総額268億200万円であります。特別会計予算につきましては、国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、介護サービス事業特別会計、公共下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計の7会計で、前年比14.5%減、予算総額178億8,743万6,000円であります。企業会計予算につきましては、病院事業会計、笠間水道事業会計、友部水道事業会計、岩間水道事業会計、工業用水道事業会計の5会計で、前年比19.0%増の予算総額38億3,525万円あります。

なお、一般会計予算と特別会計予算及び企業会計予算を合わせた平成20年度予算総額は、前年比5.7%減の485億2,468万6,000円となっております。

詳細につきましては予算説明の中で申し上げますが、市の財政状況を見通した場合、歳入において、市税においては固定資産税の伸びにより平成20年度は増収が見込まれるものの、団塊の世代の大量退職により市民税の減少が続くと予想され、また、さらなる地方分権により国、県補助金負担金の廃止、縮小、地方交付税については地方再生対策費が新たに基準財政需要額に算入されますが、合併支援措置期間の終了などにより減少していくことが予想されます。

また、市債については、平成18年度決算による実質公債費比率は13.3%となっており、借り入れに当たっては、急激な実質公債費負担比率の上昇を招かぬよう、合併特例債を初め、地方交付税措置のあるものを有効活用いたします。

合併効果を最大限に生かせるよう、限られた財源の重点的かつ効率的な予算の配分を行うとともに、なお一層節度ある財政運営に努めてまいります。

続きまして、主要な施策の概要について、総合計画の将来像を実現するための六つの柱に従って述べさせていただきます。

初めに、「広域交流基盤を生かした新時代のまちづくり」について説明を申し上げます。

本市の将来目指すべき都市像や土地利用など、都市計画の基本的な指針となる都市計画マスタープランを策定するため、昨年12月に笠間市都市計画マスタープラン策定委員会を設置したところでありますが、市民から都市づくりへの意見、提言などをいただくため、都市計画マスタープラン市民会議を同時に設置し、現在活発な議論が交わされているところであります。

この都市計画マスタープランは、地域特性に視点を置いた地域別構想も盛り込んでいくため、20年度は各地区において地域別懇談会の開催を予定しております。

次に、本市の恵まれた広域交通基盤を生かしたまちづくりを推進するため、笠間地区においては、笠間駅から稲荷神社までの歩道のグレードアップを図り、また交通の結節点である友部駅や岩間駅周辺においては、「まちづくり交付金事業」を活用した都市基盤の整備を推進してまいります。

友部駅周辺整備のハード面では、20年度南口駅前広場の拡張工事や都市計画道路友部駅北線の供用、県道杉崎友部線の歩道整備等を行い、ソフト面では、友部駅南口の市街地活性化に向けて、関係住民と勉強会等を通じ、具体的な振興策を検討してまいります。

岩間駅周辺整備事業では、橋上駅舎と東西自由通路の実施設計を行うほか、都市計画道路駅東大通り線と日吉町古市線の用地取得を行い、一部工事に着手する予定であります。

さらに、岩間駅東口の約3.1ヘクタールを、土地利用の転換と良好な市街地の形成を目的とした土地区画整理事業の実施に向け、事業認可のための事業計画書の策定作業を進めてまいります。

高速道路の整備につきましては、北関東自動車道は、昨年11月に友部インターチェンジから笠間西インターチェンジまでの区間約9.1キロメートルが供用されたところであります。さらに、本年4月12日に桜川筑西インターチェンジまでの区間8.9キロメートルが開通する予定であり、東北道までの早期開通が期待されているところであります。

次に、国、県道の整備につきましては、国道50号金井地区から才木地区までの約300メートルの4車線化整備や国道355号笠間地区の片庭川にかかる石井橋、主要地方道宇都宮笠間線の涸沼川にかかる笠間大橋のかけかえ工事につきましては、早期完成を目指して事業促進してまいります。

また、平町地内穴戸小学校北側の大洗友部線と1級（友）13号線との交差点についても、20年度内に交差点を改良して安全な歩道空間を確保してまいります。

今後も、広域交通基盤の整備に向け、関係市町と連携を図りながら、国、県事業の整備促進について積極的に要望してまいります。

次に、多彩な交流、連携を支える幹線道路の整備につきましては、笠間地区市街地と友部地区市街地や友部駅北口などを結ぶ新設道路の（仮称）南友部平町線ほか11路線の早期完成を目指し、合併特例債を活用しながら整備してまいります。

中でも、懸案であった友部地区と岩間地区を結ぶ市道（友）1級12号線の酒沼川にかかる大古山橋が20年度当初には完成する予定であり、これによって両市街地の交流がさらに活発となり、新市の一体化に弾みがつくものと考えております。

次に、市民生活の日常生活を支える生活道路の整備につきましては、各区長からの要望も多くありますので、交通危険箇所や緊急車両の通行不能箇所など緊急性の高い要望路線を優先に整備し、安全安心なまちづくりを推進してまいります。

また、市内の公共交通の状況は、運営する交通事業者の皆様にもご努力いただいておりますが、利用者の減少による路線バスの廃止傾向に歯どめがかからず、公共交通の空白地域も増加の傾向にあります。この傾向は本市に限ったことでなく、県においては、昨年から公共交通活性化会議を設置し、公共交通の維持確保に向け全県的に研究、取り組みを行っておりますので、県と一体となって進めてまいります。

このような中、市民ニーズに応じた利便性の高い公共交通網を目指して、市内全域を対象にした「デマンドタクシーかさま」の運行を2月20日から新たに開始したところであります。利用登録者につきましては、2月末日現在で2,669人となっております。

今後も、引き続き利用者増加に向けた広報活動を行うとともに、より利便性の高い事業としていくために、利用者の声を聞きながらサービスの充実を図り、市民の皆さんに一層喜ばれるサービスとしてまいりたいと考えております。

次に、「多彩な交流で飛躍する活力ある産業のまちづくり」についてご説明を申し上げます。

企業誘致につきましては、北関東自動車道の笠間西インターチェンジ開通や茨城空港の21年度開港を目指した整備が進められる中、恵まれた交通の利便性を生かし、茨城中央工業団地（笠間地区）の未利用地等において、企業立地促進法を活用し、引き続き県と連携して推進してまいります。

先ほど申し上げましたが、企業誘致を強力に進めるため、専門部署となる企業誘致推進室を設置し、本市の魅力を外内にPRし、優良企業の誘致に努めてまいります。

また、既存企業につきましても、事業の拡大等の支援を行い、行政と企業の交流活動を積極的に行ってまいります。

商業の振興につきましては、笠間稲荷門前通り商店街を初めとする商店会や商工会、観光協会などによる事業及び街中周遊策として、市民や学生と周遊マップづくりを実施し、地域活性化を進めてまいります。

また、イベントとして、各商工会が開催する友部地区の「ふるさと友部まつり」、岩間地区の「いわま商工まつり」を引き続き支援し、活性化を図ってまいります。

さらに、現在協議中である商工会の合併については、茨城県商工会連合会と協力し、スムーズなる調整ができるよう支援し、21年4月に向け合併を促進してまいります。

次に、稲田みかげ石の振興につきましては、公共事業への利活用や「いばらきストーン

フェスティバル」、「いなだストーンエキシビション」などのPRイベントを通じ、ブランド化に向けた取り組みを行ってまいります。

また、国の伝統工芸である笠間焼につきましては、伝統的工芸品産業の振興に関する法律による第4次地域振興計画に基づき、公共事業への利用推進を図るとともに、約27万人の来訪者を誇る「陶炎祭」や「匠のまつり」を中心とした多彩なイベントや首都圏でのPRを通して、需要及び販路拡大について支援してまいります。

さらに、県と連携を図り、地域資源活性化法を活用して、ユニバーサルデザインを基本とした人にやさしい器の開発など、新たな笠間焼の可能性について支援をしてまいります。

本年11月1日から9日にかけて開催される国民文化祭においては、各種イベントや取り組みを活用し、稲田みかげ石、笠間焼のすばらしさを全国に発信してまいります。

本市の観光は、イベント型観光から、笠間の歴史や文化、学びや体験、健康やいやしを与える観光として、年間を通じて観光客を誘致できる通年型観光を目指しておりますが、本年4月から新たに民間の大手旅行会社の人材を観光推進マネジャーとして受け入れ、柔軟な発想と機動的な対応により、観光プログラムの作成、開発、人材育成、民間の機能を活用した観光商品の開発や地産地消の創出を図ってまいります。

また、県及び関係団体と連携し、観光拠点の魅力度アップ、イベントや観光PRの充実、周遊バスの活用などによるネットワークの強化を図ってまいります。

観光PRの充実につきましては、北関東自動車道の全線開通や茨城空港の開港などを見据え、県及び広域観光協議会、観光協会と協力し、首都圏並びに北関東自動車道沿線の群馬、栃木方面へのPRを強化し、また、国際化する観光に対応するため、3カ国語の観光パンフレットを作成するなど外国人観光客に対する情報の提供を図ってまいります。

観光拠点の充実につきましては、愛宕山周辺や北山公園などの魅力度を向上するために、地域資源の活用や桜の植栽など、地域関係団体との調整を図りながら進めてまいります。

佐白山周辺においては、観光客に対する利便性を向上させるため、トイレや休息施設の整備を進め、地域資源の活用を高め、利用者に対するサービスの向上を図ってまいります。

イベントの充実につきましては、「第101回笠間の菊まつり」、本年県全体で開催される「国民文化祭」、忠臣蔵ゆかりの地の所在する全国の自治体が参集し本市で開催される「全国忠臣蔵サミット」を視野に入れ、取り組んでまいります。

食の問題につきましては、現在、地産地消や食の安全が叫ばれている中、国内における偽装表示や農薬混入の中国産冷凍ギョーザなど、食に関する安全・安心や食料自給率が国民的視野で問われて、大きな社会問題となっております。

食料をめぐる世界情勢がさま変わりしつつある中で、いかに安全・安心のできる農産物を消費者に提供できるかが、農政の大きな課題であります。そのために、生産者、消費者、加工業者などと連携を図り、消費者のニーズに合った農産物の選定や栽培技術を導入し、エコ農業の推進を図り、農産物のブランド化や販路拡大のためのPRを行う農産物振興事

業を展開いたします。

市内の農産物の農薬使用につきましては、農業改良普及センターなどと連携を図り、農薬の適正使用の普及、PRを図ってまいります。

また、19年度に策定する農林業振興基本計画に沿って、笠間らしい自然との共生によって支える持続性の高い農林業の展開を20年度からスタートするとともに、重点事業として、現在旧市町ごとの計画になっている農業振興地域整備計画を一本化するための見直しを行ってまいります。

市内の792ヘクタール以上の耕作放棄地につきましては、農業後継者不足とともに大きな問題であり、年次計画を立てた上で、土地改良実施地区などの優良農地を優先に解消及び発生防止のため、バイオ燃料の原料を視野に入れた遊休農地活性化緊急対策事業を実施してまいります。

グリーンツーリズム推進事業の重点事業として、愛宕山周辺地域の果樹などの農産物や自然、史跡等の地域資源を生かした都市と農村の交流事業を展開し、農林業への理解や農業生産環境の維持、創出、農山村活性化を図るため、関係補助事業を活用し、あたご観光農業振興協議会と連携の上、愛宕山周辺地域観光農業を推進してまいります。

基盤整備につきましては、霞ヶ浦用水事業の受益地である友部土地改良区の水田部396ヘクタールの老朽化している土地改良施設の再整備を行うため、16年度から調査を行ってきたところであり、引き続き必要な調査を行い、県営土地改良事業である経営体育成基盤整備事業として22年度に採択を予定しており、農業用排水施設、農道、暗渠排水などの工事のほかに、地域の農業生産の担い手を育成する事業であります。20年度には、友部小原地区の現地調査や施設計画などの調査を実施するとともに、友部中央地区の事業意向調査を行い、農業農村活性化計画を策定してまいります。

環境保全対策につきましては、農業者だけでなく、農業を営んでいない住民を含めた組織を立ち上げ、これらの資源の適切な保全管理を行うため、19年度から5年間において農地・水・環境保全事業の実施をするものであり、20年度新規で笠間地区の福原及び来栖南吉原地区の2地区が加わり、全体で8区、面積で334ヘクタールを取り組んでまいります。この事業を実施することにより、農業用排水路、農道、ため池などの点検維持補修を行い、農業環境の保全を図ることになります。

次に、「共に支えあい、健やかに暮らせるまちづくり」について説明を申し上げます。

地域の健康づくりにつきましては、生活習慣病予防対策として、運動する機会の少ない40歳から64歳までの方を対象に、引き続き健康体操を実施し、市民の健康意識の高揚と健康増進を図ってまいります。

具体的には、各地区の保健センターを活用し、健康運動指導士を中心に、筋力トレーニング、ストレッチ、ウォーキングを取り入れた健康体操を年3回、3カ月ごとに週1回実施してまいります。

福祉の推進につきましては、合併以来の重点施策として積極的に取り組んでまいりましたが、その指針となる地域福祉計画を19年度に策定する予定となっております。また、笠間市社会福祉協議会においても、この計画を基本に20年度地域福祉計画を策定し、ボランティア、NPOなどと連携を図りながら、利用者中心の福祉サービスに取り組み、地域コミュニティ社会の構築に努めてまいります。

障害者福祉につきましては、「支えあい 自分らしく暮らせるまちづくり」を基本理念として、障害者自立支援法、障害者計画、第1期障害福祉計画に基づき、一人一人に合ったサービスを受けることができ、利用者がみずからサービスを選択し、契約により利用が図られ、地域で安心して暮らすことのできる社会の実現を目指します。

また、住みなれた地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、地域の特性や利用状況に応じた地域生活支援事業を実施いたします。

さらに、20年度は、「障害者地域自立支援協議会」を新たに設置し、相談支援事業を初めとして、市民が障害についての十分な理解が得られるよう啓発に努め、障害を支えるネットワークの構築、関係機関の連携を強化するシステムづくりを推進してまいります。

また、本市における生活保護につきましては、県内で4番目に高い保護率となっており、各世帯の状況はさまざまですが、今後も、生活保護法にのっとり適正な法施行に努めてまいります。

高齢者福祉につきましては、第4期高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画（21年度から23年度）の策定事業に取り組んでまいります。

高齢者が住みなれた地域で安心して健康に暮らしていくことができるようにするための生きがい対策、寝たきり予防のための介護予防、生活支援事業、ひとり暮らし高齢者の見守り事業、一人一人が健康に関心を持っていただくための健康づくり事業などの推進や、介護保険事業では在宅を中心とした介護サービスの充実とサービスの質の向上を目指してまいります。

また、本年4月からスタートする75歳以上の方々がすべて加入する後期高齢者医療制度や、40歳から74歳の方を対象にする特定健康診断や特定保健指導がスタートしますが、市民に周知と理解を図りながら、スムーズな運営に努めてまいります。

家庭児童相談所につきましては、近年、児童虐待やDVなどの相談件数が増加している現状を踏まえ、相談員を2人から3人に増員するとともに、笠間支所内に新たに家庭児童相談所を設置し、相談体制の充実強化に努めます。

なお、虐待などの保護を必要とする児童の早期発見や適切な保護を図るために、引き続き要保護児童対策協議会と連携強化を図ってまいります。

少子化の進行は、社会経済を初め、さまざまな面に重大な影響を与えることが懸念されることから、国においては、次世代育成支援対策推進法を制定し、少子化の流れを変えるため多くの取り組みがなされているところであります。

本市においても、少子化は深刻な問題であり、14年度には年間744人でありました出生数は、4年後の18年度には103人減少し641人となっております。19年度に次世代育成支援行動計画を策定し、その基本理念に基づき、幅広い少子化支援策を全庁挙げて総合的に推進してまいります。

20年度は、重点事業の一つ目として、妊娠中の費用負担の軽減と安全な分娩を支援するため健康診査費用の補助回数を2回から5回に拡大いたします。

二つ目として、不妊治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図るため、1回の治療につき、体外受精については5万円を限度として、顕微授精については10万円を限度に、1年度当たり2回を限度として、通算2年間補助をしてまいります。

三つ目としては、医療福祉費受給者と介護保険施設などへの入所者との是正を図るため、入院時における食事代の市単独事業の見直しを行います。少子化対策の一環として、妊産婦乳幼児に対しましては、引き続き食事代の自己負担は市が全額助成してまいります。

四つ目として、放課後児童クラブにつきましては、南小児童クラブへの入所希望が増加しているため、学校の敷地内に新たにクラブ室を建設して、定員を増加し、待機児童の解消を図ってまいります。

また、笠間小児童クラブについては、20年度民間法人への運營業務を委託し、民間ならではの利点を生かした多様な事業運営を図ってまいります。

五つ目として、地域における子育て支援の基盤として、子育て支援センターを岩間支所内に設置し、子育て家庭の育児不安等への相談指導、子育てサークルの育成などの地域子育て支援拠点事業を推進いたします。

また、子育てに関するサービスや問い合わせ先がわからない、子育てに関する情報が欲しいというような要望にこたえて、子育て支援ガイドブックを20年度に作成、配布してまいります。

六つ目として、合併時の懸案事項でありました保育料の統一につきましては、子育て家庭の経済的負担を考慮し、少子化対策として、保育料を軽減し統一を図りました。その結果、県内では下から3番目の低い市となります。

なお、保育所運営につきましては、子供を安心して預けられることができ、子供が心身ともに健やかに成長できるよう環境整備を図るとともに、各種の保育サービスを推進してまいります。

七つ目として、結婚を希望する若者の出会い創出を支援する事業を新たに行ってまいります。結婚を望む若者が自分に合った相手を見つけることができる機会を得られるよう、市内の団体が出会いの交流会などを行う場合、その事業に要する経費に対し10万円を限度に助成してまいります。

また、市内に居住する若者が積極的にいばらき出会いサポートセンターの利用をしていただき、市内で行われる交流会などの情報提供が得られるよう、いばらき出会いサポート

センターの入会に対する助成を行い、市内の企業、団体と連携しながら出会いの場づくりを推進してまいります。

次に、「自然と共生した安全でやさしさのあるまちづくり」についてご説明申し上げます。

上水道事業につきましては、20年度においても旧市町の3事業会計で経営してまいりますが、22年度の3事業会計の統一に向けた水道事業基本計画をもとに、新たに国へ認可申請してまいります。

また、鉛製給水管布設替事業につきましては、水道事業基本計画にも明記しておりますが、20年度には、既に19年度に調査中の友部地区の一部を除き、全地域の使用箇所の調査を行い、20年度から24年度までの5カ年で布設替え工事を行ってまいります。

工業用水道事業につきましては、岩間工業団地内企業3社に供給しておりますが、今後とも安定供給に努めてまいります。

下水道事業につきましては、市民の快適な生活と自然環境を守るために欠かすことのできない施設であります。本市の公共下水道全体計画面積2,813ヘクタールのうち、18年度末現在供用開始されている面積は1,157ヘクタールとなっております。このうち、水洗化率につきましては約74%ありますが、まだ排水設備を行っていない方々には、速やかに接続されるよう推進してまいります。

20年度の工事につきましては、管渠敷設工事のほか、19年度から継続事業で実施しております浄化センター等の増設工事を行います。

また、農業集落排水事業につきましては、新規採択区域として国へ要望しております友部北部地区の全体実施設計を行います。

なお、浄化槽設置整備事業につきましては、森林湖沼環境税により20年度から制度改正がなされ、霞ヶ浦流域に加え、酒沼川流域も高度処理浄化槽が義務づけとなりますが、市民の負担がふえないよう、県補助金等を上乘せし推進してまいります。

今後も、住民負担の軽減とあわせて、公共用水域の水質保全と生活環境の改善に努めてまいります。

消防施設の整備につきましては、市民の安心安全を確保する消防行政の根幹であり、必要不可欠なものであります。年々、災害出動が増加する中、市民の生命、財産を守るため、施設装備の近代化、高度化を図り、迅速かつ的確な災害活動の向上を図ってまいります。

20年度は、消防本部に老朽化の進んでいる通信指令システムの部分更新を行い、消防、救急・救助体制の強化と充実に努めてまいります。

また、老朽化と狭隘で不便を来している消防団詰所兼器具置き場につきましては、老朽化の激しいものから順次計画的に建設し、地域防災の活動拠点として整備をしてまいります。

19年度に策定いたしました地域防災計画に基づき、市内を5ブロックに分けて年次計画で防災訓練を実施するとともに、笠間東部地区の市民や児童を対象に、笠間小学校を会場として実施をします。さらに、非常時に備えて、食料等の備蓄につきましても計画的に進めてまいります。

また、市民の防災意識の高揚を図り、地域の防災力を強化するために、区長等の協力をいただきながら自主防災組織の設立を促進してまいります。

19年度に策定が完了する環境基本計画は、「豊かな自然との共生 水と緑の里かさま」を理念に、市民、事業者、民間団体、市とが協働して計画を推進するため重点事業を定め取り組んでまいります。

あわせて、庁内では、地球温暖化対策促進実行計画を策定し、市役所も一事業所として、職員が率先して環境負荷低減に取り組んでまいります。

なお、エコフロンティアかさまにつきましては、地元の地域振興を図るため、環境保全対策等の締結に向け、引き続き誠意を持って住民の皆さんとの合意形成に努めるとともに、安心安全を第一に考えた管理運営を促進してまいります。

次に、「人が輝き、豊かな文化を創造・発信するまちづくり」についてご説明申し上げます。

学校教育につきましては、近年、学校のあり方や地域社会の学校への期待、学校像などが大きく変わってきております。岩間中学校の整備につきましては、多様な学習形態に対応できる多目的空間を計画しております。また、整備に当たりましては、学校が地域住民にとって身近な公共施設として積極的な利用の促進を図れるよう、地域開放スペースをつくるなど地域交流の場を整備してまいります。20年、21年度の2カ年計画で、20年度は既存のプールの解体工事及び改築工事の一部を行ってまいります。

A L T事業につきましては、小中学校に外国人指導助手を派遣するもので、小学校では英語になれ親しむために年間10数時間の外国語活動を、中学校においては年間25時間から30時間の英語授業を行い、英語力を高め、コミュニケーションの能力の醸成に努めます。

20年度は、市独自に小学校1校をモデル校に指定し、年間35時間の英語授業を行い、語学力を高めてまいります。

放課後子ども教室の推進につきましては、少子化や核家族の進行、就労形態の多様化により、家庭や地域の子育て機能、教育力の低下が課題とされていますが、これらの克服の一助とするために、放課後子ども教室に取り組んでおります。この事業は、学校と地域の支援を得て、放課後に子どもが安心して活動できる場の確保を図るもので、19年度には東小学校に設置しましたが、20年度は新たに2校に設置することで調整をしております。

国民文化祭は、本年11月1日から9日までの9日間にわたり茨城県内の28市町村を会場として48事業が開催され、また12の文化圏で広域文化交流事業が開催されます。全国各地

からさまざまな分野の文化活動を行っている人々が集い、交流する国内最大の文化、芸術の祭典であります。

笠間としては、笠間・炎の祭典ストーン文化フェスティバルとして開催してまいります。

クールシュヴェール国際音楽アカデミーinかさまにつきましては、世界最高峰の講師陣によるレッスンと講師コンサート、そして市内の各施設で連日繰り広げられる音楽愛好家の街角コンサートにより、期間中、まち全体が音楽であやどられます。本年も、来る3月21日から30日にかけて10日間にわたり開催が予定されておりますが、これからもさらに充実したアカデミー企画として、より幅広い楽しみ方を市民の皆さんに提供してまいります。また、文化交流都市を目指して、このアカデミーを機軸とした音楽文化の振興を図ってまいります。

次に、「人と地域、きずなを大切にした元気なまちづくり」についてご説明申し上げます。

まちづくり市民活動につきましては、市民活動や地域のコミュニティー活動を支援するために行っているまちづくり市民活動助成制度の充実と、公用車貸し出し制度の推進を行うとともに、さらに協働のまちづくりを推進するために、協働のまちづくり市民会議を新たに設置いたします。協働のまちづくり市民会議では、市民と行政の連携と協働によるまちづくりを行うために、協働の定義づけと地域コミュニティーの活動方針、市民活動を促進するための指針を策定するとともに、協働のまちづくりを推進するための条例化の必要性について約2年をかけて検討してまいります。

また、市内には11団体のNPO法人が県の認証を受けて活動しておりますが、市内の市民活動団体に対し相談や研修会を開催し、NPO法人化を推進するとともに、市内NPO法人の専門的知識を生かした行政との協働事業を推進してまいります。

男女共同参画社会につきましては、男女で築く充実した家庭、男女でともに支える職場、交流や活動の盛んな活気ある地域社会です。この社会を実現するために、ワーク・ライフ・バランスの推進、地域活動の活性化と多様化、市民への男女共同参画意識の浸透を推進してまいります。

また、19年度に引き続き、男女ともに働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組む事業者を認定し、広く紹介することにより、市民及び事業者における男女共同参画の普及推進を図ってまいります。

国際交流につきましては、幅広い交流への取り組み、外国人が住みやすい環境づくり、国際化に的確に対応できるまちづくりを進めるための協議を引き続き行ってまいります。

合併後、笠間及び岩間支所庁舎に空きスペースが生じていますが、岩間支所庁舎については、平成7年建築と築年数が浅く、建築的、設備的にも比較的新しいことから、その施設の有効活用策について、利活用検討委員会や利用者の皆様の意見、市民アンケート調査の結果を踏まえて総合的に検討してまいりました。その結果、岩間支所庁舎については、

支所機能のほかに図書館、公民館、子育て支援センター、ボランティアセンターの機能を加えた複合施設として活用を図ることとし、そのための改修整備事業を実施してまいります。

徴収対策事業につきましては、地方分権、改革の進展や極めて厳しい財政状況にある中、市民サービスを推進していくために、公平、公正かつ確実な税徴収確保は市財政の根幹をなすものであります。このため、税負担の公平性を確保する観点から、差し押さえ等の滞納処分を一層強化してまいります。

さらに、水戸県税事務所との共同滞納整理や茨城租税債権管理機構への事案移管等、他機関との連携を深め、悪質な滞納者に対しては厳しい対応をしてまいります。

また、納付機会を拡大するため、本年4月から新たにコンビニ収納を実施し、より市民の利便性を高め、徴収率向上を図ってまいります。

次に、本市にとって、常に市民の行政に対する要望にこたえていくためには、職員の能力の向上は欠かせないものであるとともに、公務員としての第一義的な目的であります「全体の奉仕者」、「住民福祉の増進」を再認識し、最少の経費で最大の効果が上げられるよう職員の能力開発を今まで以上に図ってまいります。

そのため、19年度から実施しました人材育成を目的とした人事評価制度の一層の充実を目指すとともに、研修を通して市民に信頼される職員の育成に努めてまいります。さらに、多様化する行政課題に柔軟かつ的確に対応できるよう、民間企業との人事交流も進めてまいります。

また、行政サービスの第一歩は窓口等での市民への対応であり、市民から見てどう映るのかを窓口サービスアンケート調査を実施し、必要な部分は改善しながら、市民サービスの向上を目指してまいります。

次に、定員管理の基本的な指針であります「笠間市定員適正化計画」に基づきまして、5年間で職員を68人削減し、目標である22年4月1日の職員数780人の達成を図るよう、引き続き事務事業の効率化と適正な人員配置に努めてまいります。

最後になりましたが、財政状況が大変厳しい状況の中、総合計画に照らし合わせ、施策事業を進めてまいりました。今後は、さらなる行財政改革を行い、市民に親しまれる行政サービスを進めてまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、今定例会におきましては、報告2件、「笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」を初めとする、議案44件のご審議をお願いするものであります。それぞれの議案等につきましては、後ほど詳しく説明を申し上げますので、何とぞ慎重なる審議の上、ご議決、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

以上で、平成20年度市政運営の基本方針と主要な施策の概要の説明を終わらせていただきます。

議長（石崎勝三君） ここで暫時休憩いたします。

なお、11時25分から再開いたします。

午前 11 時 11 分休憩

午前 11 時 25 分再開

議長（石崎勝三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

報告第 1 号 専決処分の承認を求めることについて

議長（石崎勝三君） 日程第 7、報告第 1 号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 報告第 1 号 専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案は、地方自治法第179条第 1 項の規定により専決処分した平成19年度笠間市一般会計補正予算（第 6 号）について、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

内容につきましては、総務部長からご説明申し上げますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（石崎勝三君） 総務部長塩田満夫君。

〔総務部長 塩田満夫君登壇〕

総務部長（塩田満夫君） 報告第 1 号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

次ページをお開きいただきたいと思います。

専決第 1 号、地方自治法第179条第 1 項の規定に基づき、平成19年度笠間市一般会計補正予算（第 6 号）を別紙のとおり専決処分したものであります。

専決の理由でございますが、県営畑地帯総合整備事業小原地区において、埋蔵文化財調査の事業主体が県から市に変更となることから、予算科目の組み替え措置をとる必要が生じたこと、また中山間地域総合整備事業南指原地区において埋蔵文化財の調査の必要性が新たに生じたことによりまして補正するもので、議会を招集するいとまがないため平成20年 1 月 23 日付で専決処分したものでございます。

予算書をお開きいただきたいと思います。

1 ページでございます。

19年度笠間市一般会計補正予算（第6号）でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ517万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ275億5,710万1,000円とするものでございます。

地方債の補正につきましては、4ページの第2表でご説明申し上げたいと思いますので、4ページをお開きいただきたいと思います。

地方債補正の変更でございます。畑地帯総合整備事業債、限度額1,220万円を、60万円減額し1,160万円とするものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法については変更がございません。

6ページをお開きいただきたいと思います。

歳入でございますが、まず、農林水産業費県負担金で761万3,000円の増でございます。小原地区、南指原地区発掘調査県負担金でございます。

次に、財政調整基金繰入金でございますが、183万4,000円を減し、農林水産業債60万円を減するものでございます。

歳出につきましては、農地費517万9,000円の増額補正でございますが、埋蔵文化財調査委託料で861万5,000円の増、県営畑地帯総合整備事業負担金で343万6,000円の減でございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（石崎勝三君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託並びに討論を省略し、直ちに採決をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認め、そのように決しました。

これより採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定をしました。

報告第2号 専決処分の承認を求めることについて

議長（石崎勝三君） 日程第8、報告第2号 専決処分の承認を求めることについてを

議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 報告第2号 専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案は、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した損害賠償の額を定める和解することについて、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

内容につきましては、総務部長からご説明申し上げますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（石崎勝三君） 総務部長塩田満夫君。

〔総務部長 塩田満夫君登壇〕

総務部長（塩田満夫君） 報告第2号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

次ページをお開きいただきたいと思います。

専決第2号でございます。損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法179条第1項の規定に基づき平成20年2月5日専決処分したものでございます。

専決の内容でございますが、笠間市は、交通事故で生じた損害について、損害賠償の額を定め、和解するものであります。

和解の相手方でございますが、水戸市酒門町字西割4811番地、ミヤウチ物流システム株式会社でございます。

和解の内容でございますが、まず事故の発生状況でございますけれども、平成19年12月3日午前11時40分ごろ、市職員が訪問宅へ向かうため県道大洗友部線の笠間市住吉1224番付近の交差点において、市車両が左折しようとして左ウインカーを出したが、訪問宅の間違いに気づき、直後右ウインカーを出し右折したため、後方からの車両がよけ切れず衝突をしたものでございます。

損害賠償の額でございますけれども、責任割合は市側の100%、相手側0%とし、市は相手側に100万5,365円を支払うものとするものでございます。

専決の理由でございますが、上記事故について、速やかに示談措置をし、賠償金を支払う必要があるため、専決処分をするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（石崎勝三君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

23番小園江一三君。

23番（小園江一三君） 市側100%となっておりますが、これは自動車の保険料は入っ

ていなかったのか。

それと、運転した者が左折しようとしてウインカーを出して左折せず、そのまま今度は右出して右の方へ、運転手も運転手だと思いますが、後方から追突した車両、恐らく道路交通法では、どんな形であろうと、車間距離というか、追突しないでとまる車間距離を保てというようなことも道路交通法にあると思います。

保険に入っていたのかと、その2点お伺いします。

議長（石崎勝三君） 総務部長塩田満夫君。

総務部長（塩田満夫君） 23番小園江議員のご質問にお答え申し上げます。

まず、保険に入っていたのかというご質問でございますが、市では、全国市有物件災害共済会に加入してございます。この保険によりまして、損害賠償の額を支払ってございます。

それから、もう1点ですが、市側100%で、相手側に過失がなかったということについてのご質問でございますが、これにつきましては、訪問宅へ向かうため、所在地の間違いに気づきまして後方を確認せずに右方向に右折しようと右ハンドルを切ったところ、急な方向転換だったということで、警察の方、それから保険会社間でも調整をいたしまして、民事交通訴訟における過失相殺率の認定基準に照らし合わせました中で、通常であれば基本的な過失割合が20対80ということになるわけでございますが、直前に右進行のウインカーを上げたということで、合図がなかったというような状況でございます。それから、直近の右左折だったということで、合図なしでマイナス15、直近の右左折でマイナス10ということで、相殺になりますとマイナス25ということになってまいりますので、この中では100%の過失ということになってまいります。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 23番小園江一三君。

23番（小園江一三君） これに関連して、皆さんもご存じかと思いますが、今、話題になっております自衛隊のイージス艦の衝突事故などが話題になっておりますが、私の目から見た感じでも、市の職員、三つぞろえの背広を着て、おれらが仕切っているというような感じに私の目から見てうかがわれます。旧友部町の時代、と言ったのでは古い話かもしれませんが、それなりに市民に開かれた低姿勢の市職員の教育がなされ、それなりになってきたのですが、どうも合併してから頭が高いと申しますか、そのような傾向に私の目から見て、皆さんはどういうふうに見えるか知りませんが、私から見てそのようにうかがえます。今後、一層、態度、綱紀肅正といいますが、改めるようお願いを申し上げます。

議長（石崎勝三君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託並びに討論を省略し、直ちに

採決をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認め、そのように決しました。

直ちに採決をいたします。

本件は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定しました。

議案第1号 笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議案第2号 笠間市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（石崎勝三君） 日程第9、議案第1号 笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、並びに議案第2号 笠間市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例についての2件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第1号 笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第2号 笠間市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

これらの議案は、市長、副市長及び教育長の給与の支給について所要の改正を行うものであります。

内容につきましては、市長公室長からご説明申し上げますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（石崎勝三君） 市長公室長永井 久君。

〔市長公室長 永井 久君登壇〕

市長公室長（永井 久君） 議案第1号について、笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてのご説明をさせていただきます。

まず、ページを開いていただきまして、2ページ、最後のページになりますが、こちら

の方に笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の新旧対照表がございます。こちらで、旧の方に1、2、3と附則に番号が打ってございます。それで、新しい新という方を見ていただきたいと思います。

附則がございまして、1から3までは同じでございますが、今回、4、平成20年度における市長等の給料月額、第3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号によるものとするということで、(1)市長です。第3条に規定する額から当該額の100分の20に当たる額を減じた額、ここの括弧書きがございまして、その額に100円未満の端数があるときにつきましては、その端数は切り捨てた額ということでございます。

(2)、これは副市長でございますが、第3条に規定する額から当該額の100分の5に当たる額を減じた額でございます。括弧でございますが、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額ということでございます。これを新たに加えるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

続きまして、議案第2号でございます。笠間市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例についてのご説明を申し上げます。

先ほどと同じように、ページをめくっていただきまして、最後のページ、2ページになりますが、笠間市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例新旧対照表で説明をさせていただきます。

こちらに旧という部分がございますが、この部分については1でございます。新しい方を見ていただきますと、附則の部分で、1、その次に、給料の調整処理ということがございます。2番でございます。平成20年度における教育長の給料月額は、第2条の規定にかかわらず、同条に規定する額から当該額の100分の5に当たる額を減じた額、括弧でございますが、その額に100円未満の端数があるときにつきましては、その端数を切り捨てた額とするということです。これを加えるものでございます。この条例につきましては、平成20年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（石崎勝三君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託並びに討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認め、そのように決しました。

これより採決を行います。両議案、関連がございますので、一括して採決します。本件は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石崎勝三君） 起立多数です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第3号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議長（石崎勝三君） 日程第10、議案第3号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第3号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、特別職の職員で非常勤のものの報酬等を定める条例に、土地区画整理審議会委員ほか2件を加え、公民館部長ほか1件を削るものであります。

内容につきましては、市長公室長からご説明申し上げますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（石崎勝三君） 市長公室長永井 久君。

〔市長公室長 永井 久君登壇〕

市長公室長（永井 久君） 議案第3号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてのご説明をさせていただきます。

この部分につきましても、めくっていただきまして、最後のページがございます。2ページでございますけれども、笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表、こちらの方で説明をさせていただきたいと思っております。

旧の部分、別表でございます。これにつきましては、新が左側でございますけれども、都市計画という部分がございます。土地区画整理審議会委員と土地区画整理評価員と二つの項目を加えさせていただきます。区分につきましては日額、報酬の額につきましては4,500円、旅費の額、相当する職は副市長ということでございます。それから、一覧置きます略という部分、青少年センター相談員、この部分は、旧の方でございますけれども、今まで公民館部長日額4,500円、一般職、それから公民館の副部長、この部分が同じでございましたが、今回、新しい青少年センター相談員、それから歴史民俗資料館運営協議会

委員と、その間の二つの部分を削除させていただきます。

もう一つ、新の方で、要保護児童対策地域協議会委員、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員、この部分を加えさせていただきます、その下に囑託職員とございますが、この欄の中に、区分日額4,500円、一般職という部分で、三つの委員を加え、二つを削除させていただく部分でございます。

附則といたしまして、この条例につきましては平成20年4月1日から施行させていただきます。

以上、概略でございましたが、笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（石崎勝三君） 提案者の説明が終わりました。

議案第4号 笠間市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（石崎勝三君） 日程第11、議案第4号 笠間市消防団の設置等に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第4号 笠間市消防団の設置等に関する条例等の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、消防団の統一及び消防組織法の改正に伴い、関連する条例について一括して所要の改正を行うものであります。

内容につきましては、消防長からご説明申し上げますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（石崎勝三君） 消防長吉井勝蔵君。

〔消防長 吉井勝蔵君登壇〕

消防長（吉井勝蔵君） 議案第4号 笠間市消防団の設置等に関する条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例は、本市の消防団に関する三つの条例について一括して改正を行うものでございます。

議案書に付してあります新旧対照表の3ページから5ページをごらん願います。

まず、3ページですが、笠間市消防団の設置等に関する条例の一部改正でございますが、第1条につきましては、消防組織法の改正に伴う引用条項を整理するものでございます。

第3条につきましては、これまで3地区に分かれていた消防団の名称及び区域を「笠間

市消防団」、「笠間市の全域」とし、統一化を図るものでございます。

次に、笠間市消防団員の任免、定員、服務等に関する条例の一部改正でございますが、第2条の改正につきましては、地区消防団の廃止に伴い、「連合消防団長」、「地区消防団長」を「消防団長」に改め、消防団長の推薦要件を分団長以上の階級にある者の総数3分の2に改め、それに伴う別表を整理するものでございます。

次の5ページをごらん願います。

笠間市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正につきましては、消防組織法の改正による引用条項の改正でございます。

なお、附則といたしまして、本条例の施行期日を平成20年4月1日とするものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（石崎勝三君） 提案者の説明が終わりました。

議案第5号 笠間市営有料自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議長（石崎勝三君） 日程第12、議案第5号 笠間市営有料自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第5号 笠間市営有料自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、笠間市営有料自転車駐車場に新たに友部駅北口自転車駐車場を加えるものであります。

内容につきましては、市民生活部長からご説明申し上げますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（石崎勝三君） 市民生活部長野口直人君。

〔市民生活部長 野口直人君登壇〕

市民生活部長（野口直人君） 議案第5号 笠間市営有料駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、補足してご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。

笠間市では、現在、笠間市営笠間駅北口自転車駐車場、笠間市営稲田駅前自転車駐車場の2カ所の有料自転車駐車場が設置されておりますが、4月から友部北口に新たな自転車駐車場が設置されることに伴い、条例の改正を行うものであります。

使用料につきましては、現在ある自転車駐車場と同じ、月につきまして自転車が1,500円、原動機付自転車が2,000円、自転車の1日貸しにつきましては100円、原動機付自転車が150円とします。収容スペースは、自転車が90台、原動機付自転車が10台収容可能であります。

以上で説明を終わります。

議長（石崎勝三君） 提案者の説明が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

なお、午後1時より再開します。

午前 11時58分休憩

午後 1時01分再開

議長（石崎勝三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第6号 笠間市在宅心身障害児福祉手当支給条例の一部を改正する条例について

議案第7号 笠間市障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例について

議案第8号 笠間市介護保険条例の一部を改正する条例について

議長（石崎勝三君） 日程第13、議案第6号 笠間市在宅心身障害児福祉手当支給条例の一部を改正する条例についてから議案第8号 笠間市介護保険条例の一部を改正する条例についてまでの3件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第6号 笠間市在宅心身障害児福祉手当支給条例の一部を改正する条例についてから議案第8号 笠間市介護保険条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

これらの議案は、本市の障害者福祉に関する条例の整備、並びに介護保険制度の激変緩和措置の継続に伴う条例の改正であります。

内容につきましては、福祉部長からご説明申し上げますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（石崎勝三君） 福祉部長保坂悦男君。

〔福祉部長 保坂悦男君登壇〕

福祉部長（保坂悦男君） ご説明前に、恐縮でございますが、議案書の訂正を2カ所ほどお願いしたいと思います。

議案第6号の2ページでございます。別表でございますが、区分の欄の2行目の中で、

「(A)」とございますけれども、Aの誤りでございます。最重度ということになりますAでございます。

もう一つが、新旧対照表の4ページでございます。同じように別表のところ、これも区分の欄の2行目、「(A)」が同じくAとなりますので、最重度ということの訂正でございます。

それでは、命によりまして、議案第6号 笠間市在宅心身障害児福祉手当支給条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例の一部改正につきましては、茨城県在宅障害児福祉手当支給費補助金交付に関する要綱の一部が改正されたことに伴いまして、本条例の一部を改正するものでございまして、提案理由にございますように、在宅心身障害児福祉手当の対象者及び支給額を改正するために提出するものでございます。

内容につきましては、新旧対照表でご説明申し上げますので、3ページをお開きいただきたいと思っております。

まず、定義の第3条でございますけれども、旧の方で、(1)障害児、保護者と同居している20歳未満の者であって、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令、別表第3に該当する程度の障害の状態にある者で施設入所していない者というものから、新たに左側でございますが、自立支援法等がございまして3障害がそれぞれ定義をされてございまして、それぞれに障害者手帳が交付されておりまして、それを明確化したわけでございます。

まず、アにつきましては、身体障害者手帳の交付を受けている者であって、当該障害の程度が3級以上に該当する者、イにつきましては、療育手帳、知的障害の関係でございますが、当該障害の程度がB以上に該当する者、ウにつきましては、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で1級に該当する者、エにつきましては、従来と同じような考えで市長が認めた者ということでございまして、ここに三つの障害児を明確に表記をしたところでございます。

第3条の第2項につきましては、「障害児」とあるものを、左側の方に「在宅心身障害児」ということで明記をしております。今までも法律的にあったんですが、ただし書きで、前年の所得(1月から7月までの間に手当を支給する場合には前々年の所得)が令第8条第1項において準用される令第2条第2項に定める額以上である者は含まないものとするということで、従来あったのですが、これをここに明記したところでございます。

次に、4ページでございます。

手当の額でございます。旧ですと、在宅心身障害児1人につき3,000円月額だったんですが、それを別表のとおり2段階に分けてございまして、下の別表第5条の方になりました。

て、第3条の関係で、1号のア、イ、ウとございますが、それぞれ身体障害、知的障害、精神ということで、身体障害者につきましては1級または2級の者、また知的障害者につきましては、Aということで重度の方でございます。ウにつきましては、精神障害の1級の者でございます、エにつきましては、特別児童扶養手当の1級の者ということで、この方につきましては月額3,000円でございます。

それ以外の方につきましては、次の下段にいきまして、1,500円ということでございます、身体障害者につきましては3級の者、知的障害者につきましてはBの者、それと特別児童扶養手当の2級の者ということで、月額1,500円と定めるものでございます。

2ページにお戻りいただきまして、附則でございます。この条例につきましては、平成20年4月1日から施行するものでございまして、また経過措置として、以前なされたものについてはみなすというものでございます。

続きまして、議案第7号でございます。笠間市障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例についてご説明申し上げます。

提案理由にございますように、旧友部町、旧岩間町にありますそれぞれの笠間市心身障害者福祉センターと笠間市福祉センターの設置及び管理に関する条例、二つを一つに統合いたしまして、わかりやすく条文を整理したところでございます。

まず、1ページでございますが、本条例は13条から構成されてございます。第1条では、設置についてということで、在宅心身障害者の福祉向上を図るため笠間市障害者福祉センターを設置すると定めるものでございます。

第2条、名称につきましては、一つに笠間市障害者福祉センター友部、位置が笠間市美原3丁目2番11号、次に笠間市障害者福祉センター岩間、笠間市下郷5139番地と定めるものでございます。

3条が事業について、4条、5条につきましては指定管理者に関する事項、第6条が開館時間及び休館日、ページを返していただきまして2ページにいきまして、第7条では使用の許可、第8条、同じように使用関係、第9条が使用料について、第10条が使用許可の取り消し等でございます。第11条で、3ページでございますが、原状回復、第12条で損害賠償、13条で委員で構成をされているものでございます。

附則といたしまして、この条例につきましては公布の日から施行いたしまして、附則2といたしまして旧条例の廃止、3で経過措置としてみなし規定を設けまして決めるものでございます。

続きまして、議案第8号でございます。笠間市介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

提案理由にもございますように、本案につきましては、税制改正の影響によりまして、現在でも、介護保険料が著しく上がる場合につきましては18年、19年度それぞれ激変緩和

措置がとられてございます。20年につきましても、この激変緩和措置がまだ影響が残っているということで、20年も引き続き平成19年度のレベルで延長するというところでございまして、本市の介護保険条例につきましても、それらを受けて改正をするものでございます。

内容につきましては、新旧対照表の方にまいりまして、3ページでございます。附則の中に、7までございますが、8のところ新たに平成20年度における保険料率の特例を設けまして、20年度においても引き続き19年度と同じ額で激変緩和措置をとるというものでございます。

内容的には、(1)から次ページの(4)までそれぞれございまして、4段階から5段階に、それぞれ低い方が1段階から3段階まで、あるいは1段階から4段階までいった場合に、それぞれここに規定をしてございます。(1)から(3)までは4段階に、税制改正前については、(1)については1段階の方、(2)については2段階の方、(3)については3段階の方がいった場合に、この3万5,850円から3万9,310円に19年度と同じ額で延長するというので、上がらないということになります。

(4)から(7)までにつきましては第5段階に、それぞれ(4)では1段階から5段階へ、(7)ですと4段階から5段階へいった方ということで、3ページの(4)の額4万3,200円から(7)の5万110円まで同じ額で延長するというところでございます。

附則につきまして、ページ戻っていただきまして2ページでございます。この条例につきましては、平成20年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長(石崎勝三君) 提案者の説明が終わりました。

議案第 9号 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について

議案第10号 笠間市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案第11号 笠間市後期高齢者医療に関する条例について

議案第12号 笠間市手数料条例の一部を改正する条例について

議長(石崎勝三君) 日程第14、議案第9号 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第12号 笠間市手数料条例の一部を改正する条例についてまでの4議案を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長(山口伸樹君) 議案第9号 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第12号 笠間市手数料条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

これらの議案は、高齢者の医療の確保に関する法律の施行等に伴い、本市の医療福祉、国民健康保険、後期高齢者医療に関する条例及び関連する手数料条例を整備するものであります。

内容につきましては、保健衛生部長からご説明申し上げますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（石崎勝三君） 保健衛生部長仲村 洋君。

〔保健衛生部長 仲村 洋君登壇〕

保健衛生部長（仲村 洋君） それでは、議案第9号 笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について、補足してご説明申し上げます。

新旧対照表によりご説明申し上げますので、4ページをお開きいただきたいと思います。

第2条第3号ア、ウ、また第4号につきましては、老人保健法の改正に伴いまして、高齢者の医療の確保に関する法律の施行に伴い法律の名称を変更するものでございます。

5ページをごらんいただきたいと思います。

同条第5号ア、イ、ウ、エ、カにつきましては、65歳以上75歳未満の重度心身障害者の対象者について、後期高齢者医療制度に認定された者に限定することを加える改正でございます。

6ページをごらんいただきたいと思います。

3条につきましては、法律の名称変更と後期高齢者医療制度での被保険者である住所地特例への対応としまして、本市が保険料を徴収する者を対象とすることを加える改正でございます。

第4条第1項につきましては、法律の名称変更と老人保健法の改正で高額医療費の規定がなくなることに伴う改正でございます。

7ページをお開きいただきたいと思います。

同条第3項につきましては、新たな保険制度の高齢者医療の確保に関する法律を加えるものです。同条の4項につきましては、老人保健法の改正で高額医療費の規定がなくなることで削除するものでございます。同条第5項については、法律の名称変更と「老人訪問看護療養費」を「訪問看護療養費」に改め、第4項に繰り上げるものでございます。同条第6項につきましては、「未成年後見人」を「後見人」に改め、第5項に繰り上げるものでございます。

8ページをごらんいただきたいと思います。

同条第7項については、妊産婦の受給者が窓口で外来入院の自己負担を支払うことで受診できるように改正し、老人保健法の改正によりまして指定老人訪問看護の規定がなくなるために、第6項に繰り上げるものでございます。

8項を7項とし、9項については、妊産婦の医療費給付方法を現物支給に改正するため削除するものでございます。

4条の2につきましては、法律の名称変更と市単独助成の医療福祉費の食事自己負担について、重度心身障害者、母子家庭の母子、父子家庭の父子については2分の1の助成に改め、妊産婦、乳幼児、乳幼児対象年齢までの重度心身障害者につきましては全額助成を引き続き継続する改正でございます。

2項につきましては、本文を整理したものでございます。

5条第1項第1号中につきましては、妊産婦の所得判定について、配偶者の扶養義務者も判定の対象とするため改正するものでございます。

9ページをごらんいただきたいと思います。

同項第4号については、重度心身障害者の所得制限について、現行では本人、配偶者、扶養義務者の所得制限1,000万円以下を、本人の所得制限を特別児童扶養手当の本人基準額に53万3,000円を加えた額に、配偶者、扶養義務者の所得制限を特別児童扶養手当の配偶者、扶養義務者の基準に改めるものでございます。

第2項につきましては、第5条第1項第4号の重度心身障害者の所得の算定方法を特別児童扶養手当の所得額算定方法に準拠する改正でございます。

10ページをごらんいただきたいと思います。

第3項につきましては、配偶者の扶養義務者についての控除の規定をするための改正でございます。

別表1につきましては、学校教育法の改正に伴い改正するものでございます。

戻っていただきまして、3ページをごらんいただきたいと思います。

附則でございますが、第1項施行期日については、この条例は平成20年4月1日から施行することになります。ただし、4条の2及び第5条第1項4号及び同条第2項につきましては、平成20年7月1日から施行することになります。

第2項の適用区分については、この条例の施行日前に診療に係る医療福祉費の支給については従前の例による。

第3項について、3条で規定する対象については、平成20年4月1日から65歳以上75歳未満の者は後期高齢者認定に限定する。ただし、平成20年3月31日以前に医療福祉費受給者であって老人医療受給者対象でない者、本市の老人保健の住所地特例だった者については、平成20年6月30日まで改正後の医療福祉費支給に関する条例第3条の規定にかかわらず医療福祉費を支給するものとするものでございます。

以上で、議案第9号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第10号 笠間市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、補足してご説明申し上げます。

2ページをごらんいただきたいと思います。

健康保険法の一部を改正する法律が平成18年6月21日に公布されまして、平成20年4月1日施行に伴い、所要の改正を図るものでございます。

改正内容につきましては、笠間市健康保険条例新旧対照表によりご説明申し上げます。

第5条第1項につきましては、同条2号及び3号の改正に伴いまして、「次号から4号までに掲げる場合以外の場合」を「6歳に達する日以後の最初の3月31日翌日以後であって70歳に達する日の属する月以前である場合」に改めるものでございます。

同条第2号中「3歳に達する日の属する月」を「6歳に達する日以後の最初の3月31日」に改める改正は、医療機関にかかる場合の自己負担割合、現在3歳まで2割負担が、6歳の就学前まで2割負担となります。

また、同条3号中「10分の1」を「10分の2」に改める改正につきましては、70歳から74歳までの自己負担割合が1割から2割となります。ただし、平成20年4月から平成21年3月までの1年間、窓口負担が1割に据え置かれます。

以上で、議案第10号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第11号 笠間市後期高齢者医療に係る条例制定についてご説明申し上げます。

1ページをごらんいただきたいと思います。

本条例は、笠間市が行う後期高齢者医療に関し、高齢者の医療の確保に関する法律、その他の法令が定めがあるもののほか、1章では、本市が行う後期高齢者医療に関する事務について、2章では保険料に関すること、第3章では罰則についての条例を定めるものでございます。

主な内容といたしましては、第2条において、本市が行う事務として、被保険者が死亡したとき葬祭を行う方に対して葬祭費の申請の受け付け、保険料の額にかかわる通知書の引き渡し、保険料の猶予、減免に係る申請書の受け付け、広域連合が行う処分の引き渡しなどを定めております。

第3条については、保険料を徴収すべき被保険者を定めております。

2ページをごらんいただきたいと思います。

第4条では、普通徴収に係る保険料の納期について、第1期7月1日から同月31日までから翌年の2月までの8期を定めております。

3ページをごらんいただきたいと思います。

第5条では、保険料の督促手数料について定めており、督促状1通について100円と定めております。

第6条においては、延滞金について定めており、市税条例19条に規定する割合をもって計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならないと定めております。

第7条から9条においては、罰則について定めております。

最後に、附則でございますが、第1項において、この条例は平成20年4月1日から施行することを定めております。

第2項においては、20年度における被扶養者であった被保険者に係る普通徴収の方法に

よって徴収する保険料の納期は、第4条第1項の規定にかかわらず、4期10月1日から同月31日までから翌年の2月までと定めております。

以上で、議案第11号の説明を終わります。

続いて、議案第12号 笠間市手数料条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

2ページをごらんいただきたいと思います。

第5条第3項第26号の次に、老人保健法の改正により高齢者の医療の確保に関する法律の施行に伴い、法令の規定により、条例で定めるところにより、戸籍住民票も含みますが、それに関し、無料で証明することができることとされているため、27号、高齢者の医療の確保に関する法律第136条の規定による申請を加える改正でございます。

以上で、議案第9号から12号までの補足説明を終わります。

議長（石崎勝三君） 提案者の説明が終わりました。

議案第13号 笠間市営友部駅北口広場駐車場の設置及び管理に関する条例について

議案第14号 笠間市営住宅管理条例の一部を改正する条例について

議案第15号 笠間都市計画事業岩間駅東土地地区画整理事業施行規程を定める条例について

議長（石崎勝三君） 日程第15、議案第13号 笠間市営友部駅北口広場駐車場の設置及び管理に関する条例についてから議案第15号 笠間都市計画事業岩間駅東土地地区画整理事業施行規程を定める条例についてまでの3件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第13号 笠間市営友部駅北口広場駐車場の設置及び管理に関する条例についてから議案第15号 笠間都市計画事業岩間東土地地区画整理事業施行規程を定める条例についての提案理由を申し上げます。

これらの議案は、友部駅北口広場の整備及び岩間駅東地区土地地区画整理事業の施行に伴う条例の制定、並びに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の趣旨に基づく市営住宅管理条例の改正であります。

内容につきましては、都市建設部長からご説明申し上げますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（石崎勝三君） 都市建設部長小松崎 登君。

〔都市建設部長 小松崎 登君登壇〕

都市建設部長（小松崎 登君） それでは、議案第13号 笠間市営友部駅北口広場駐車

場の設置及び管理に関する条例についてご説明を申し上げます。

1ページをお開きいただきたいと思います。

友部駅北口駅前広場につきましては、既に供用を開始いたしているところでございますけれども、この駅前広場の中央の位置に一時待機用の駐車場を設置いたしまして、4月1日から供用開始を予定しているところでございます。このため、この駐車場の設置及び管理につきまして必要な事項を定めるものでございます。

条例の内容の主なものでございますけれども、第1条は条例の趣旨、第2条におきましては、名称を友部駅北口広場駐車場とすることを記載いたしているわけでございます。

第3条では、指定管理者による管理も可能であるという旨の規定をいたしております。4条では、供用時間につきまして午前零時から午後12時までの24時間という形にしております。

5条におきましては、使用料を別表で定めておりまして、基本料金につきましては、30分間は無料、それから1時間までにつきましては100円、その後30分ごとに200円といたしまして、4時間を超えた場合は一律1,500円といたしたいと考えております。また、駐車後24時間を超えたときには、24時間ごとに1,500円を加算するというふうに考えているわけでございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。

10条でございますけれども、駐車対象車両を限定いたしておるわけでございます。

その他としまして、使用料の減免、あるいは禁止行為、管理に必要な事項について規定をいたしております。

なお、この条例につきましては、平成20年4月1日から施行するというふうに考えております。

次に、議案第14号 笠間市営住宅管理条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

笠間市営住宅管理条例新旧対照表、2ページをごらんいただきたいと思います。

新の欄を見ていただきたいと思いますのでございますが、本条例の第2条では、この条例に用いる用語等の規定を定めておりますけれども、その中の5号といたしまして、暴力団員とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいうというふうな条文を加えさせてもらいまして、暴力団員の用語の定義ということになっているわけでございます。

それから、5条で、市営住宅に入居できる者の資格を挙げておりますけれども、暴力団員の排除の新規申し込み者対策といたしまして、その中の7号で、「その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員でないこと」という規定を加えまして、暴力団員は市営住宅に入居できないということといたしているわけでございます。

また、第41条では、市営住宅の明け渡しの請求ができる場合を挙げておりますけれども、

現在入居いたしております方の対策といたしまして、資料の3ページの上の方になりますけれども、6号で、「その者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき」というふうに規定を加えさせていただきまして、入居者が暴力団員であることが判明した時点において、市営住宅の明け渡しをさせていただくということで規定しているものでございます。

その他の改正点といたしましては、今回の新たな条文を加えることによりましての号の番号の変更によるものでございます。

戻っていただきまして、1ページで、本条例につきましては平成20年4月1日から施行するというところでございます。

以上で、議案第14号の説明を終わります。

次に、議案第15号 笠間都市計画事業岩間駅東土地区画整理事業施行規程を定める条例についてご説明を申し上げます。

まず、市町村が土地区画整理事業を施行する場合におきましては、土地区画整理法第53条の第1項の規定によりまして、条例で施行規程を定めるということにされておりますことから、本条例を上程するものでございます。

目次にありますように、八つの章からなっておりますけれども、各章ごとに主だったものをご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、1ページで、第1章総則がございまして。この中には、第1条から第5条で構成をされているわけでございますけれども、主な内容としましては、本条例の設置の趣旨、それから事業の名称を笠間都市計画事業岩間駅東土地区画整理事業と称すること、さらには施行区域は笠間市下郷字芝山の一部であること、事務所の所在地は本所市役所に置くということなどを規定しているわけでございます。

次に、1ページ一番下に、第2章費用の負担ということを書いておりますけれども、1ページから2ページにかけて記載しておりますように、6条で規定をしておるところでございます。

当該事業の施行で実施することから、保留地の処分金以外の事業に要する費用につきましては施行者が負担するという旨の規定をいたしておるわけでございます。

次に、第3章で保留地の処分の方法というのがございまして。第7条から第11条まででございますけれども、保留地の処分に当たっての方針、方法、売払い価格、場合によっては指名競争入札や随意契約によりまして売り払いができる旨の規定をいたしているところでございます。

それから、3ページの上段の方に移りまして、第4章で土地区画整理審議会でございます。これにつきましては、第12条から第19条まででございますけれども、土地区画整理審議会を設置すること、それから審議会の委員は宅地の所有者あるいは借地権者、学識経験者などで構成をいたしまして、定数を10名とすること、委員の任期は5年とすることなどを規定しているわけでございます。

次に、4ページの中段に移らせていただきまして、第5章でございます。地積の決定方法ということでございます。第20条から25条まで規定しておりますけれども、従前の地積は登記簿に記載されておる登記簿地積であること、さらには所有権以外の基準権利地積の定め方について規定をしているわけでございます。

次の6ページの中段に、第6章で評価という章がございます。これにつきましては、第26条から第28条までとなっております。評価員を3名置くということ、さらに市長がその評価員の意見を求めるということなどを規定をいたしているわけでございます。

それから、7ページの上段に移りまして、7章で清算という欄がございます。第29条から34条まで規定しておりますけれども、換地によりまして清算金が発生した場合の納付や滞納した場合の延滞金等についてを規定しているところでございます。

それから、8ページの下段に8章、雑則という章がございますけれども、35条から38条までございまして、換地処分の際の特例、それから登記完了の公告等について規定をいたしているところでございます。

なお、附則におきまして、本条例は事業計画決定の公告の日から施行するとうたっておりますけれども、この岩間駅東土地区画整理事業につきましては、都市計画決定はしておりますけれども、事業着手に当たりましては茨城県知事の許可が必要であります。そういうことがございまして、茨城県知事の許可の認可を受けて、当該土地区画整理事業の計画決定の告示日が本条例の施行日ということになるものでございます。

以上、議案第15号の説明を終わります。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 提案者の説明が終わりました。

議案第16号 笠間市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例について

議長（石崎勝三君） 日程第16、議案第16号 笠間市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第16号 笠間市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴い、笠間市立学校の設置に関する条例について所要の改正を行うものであります。

内容につきましては、教育次長からご説明申し上げますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（石崎勝三君） 教育次長加藤法男君。

〔教育次長 加藤法男君登壇〕

教育次長（加藤法男君） それでは、議案第16号 笠間市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例について、補足してご説明申し上げます。

今回、60年ぶりの教育基本法の改正を受けて、学校教育の充実を図るために、新しい時代の学校の目的及び目標の見直しが図られ、学校の組織運営体制が確立し、その方策が定められたところでございます。

これらを受けまして、さらに学校の種類ごとの目的及び目標の見直しが図られ、各種学校の規定の順が、従来小学校から始まっていたものを、幼稚園から、その教育を受ける者の発達の連続性を踏まえて幼稚園に関する事項が最初に位置づけられたというところでございます。本市においても、その内容を受けまして、所要の改正をするものでございます。

議案第16号の3ページ、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

旧表の方では、別表第1、2、3という位置づけが小学校、中学校、幼稚園という位置づけでございましたけれども、新の方では、第1表を幼稚園、第2表を小学校、第3表を中学校というような位置づけに改正するものでございます。

附則としまして、この条例は平成20年4月1日から施行するというものでございます。

以上です。

議長（石崎勝三君） 提案者の説明が終わりました。

議案第17号 市道路線の廃止及び認定について

議長（石崎勝三君） 日程第17、議案第17号 市道路線の廃止及び認定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第17号 市道路線の廃止及び認定についての提案理由を申し上げます。

本案は、道路新設改良工事、岩間工業団地拡張事業及び開発行為に伴う市道路線の廃止及び認定について、道路法第10条第3項及び第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、都市建設部長からご説明申し上げますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（石崎勝三君） 都市建設部長小松崎 登君。

〔都市建設部長 小松崎 登君登壇〕

都市建設部長（小松崎 登君） それでは、議案第17号 市道路線の廃止及び認定についてご説明を申し上げます。

今回の市道路線の廃止及び認定につきましては、新たに認定する路線9路線、この認定に伴いまして機能が重複するために廃止する路線が5路線、合わせて14路線を議会にお諮りするものでございます。

具体的な路線につきましては、1ページ別紙の路線調書に廃止する路線及び認定する路線の一覧表がございまして、それぞれ起点、終点、幅員、延長等を記載しております。

それから、2ページにつきましては、廃止する路線及び認定する路線の全体の位置図をお示しいたしてございまして、3ページから9ページにつきましては、各路線の位置図を添付いたしているわけでございます。

詳細につきましては、3ページ以降の図面によってご説明を申し上げたいと思います。

まず、3ページをごらんいただきたいと思います。

認定する路線で、整理番号1番の（友）1321号線、これにつきましては（仮称）南友部平町線と言われる道路でございまして、合併支援道路でございまして、赤く着色した部分が認定する部分というふうに表示をさせていただいております。

この路線につきましては、友部地区の南友部地内の市道294号線から笠間地区の手越地内の国道355号線を結ぶ新設道路でございまして、友部環状道路から、あるいはJRの友部駅の北口にもアクセスできる重要な路線でございまして、合併市町村関連緊急整備事業に位置づけられております道路でございまして、この計画に伴いまして、延長2,020メートルを事業実施に当たりまして認定をするものでございます。

次に、4ページをお開きいただきたいと思います。

廃止する路線で、整理番号1番から3番の青い枠でくくりました市道、（岩）東246号線、（岩）東322号線、（岩）東324号線、また認定する路線でございまして、赤く枠でくくっております整理番号2番から4番の市道（岩）東341号線、（岩）342号線、（岩）343号線の廃止及び認定につきましては、岩間地区の岩間インターチェンジ東側に位置いたします安居地内に、岩間工業団地の拡張工事に伴います財団法人茨城県開発公社が行う事業でございまして、

図上で黄色く着色した部分が、今回の岩間工業団地の拡張に伴います開発区域でございまして、図上の青色の 、 、 の路線につきましては、全線もしくはその一部を廃止することに伴いまして、この機能を継承するために、図上の赤い色で 、 、 、 この3路線につきましては新たに認定をするものでございます。

次に、5ページと6ページをごらんいただきたいと思います。

5ページに、廃止する路線で、整理番号4番の青く着色いたしました市道（友）3439号線と、次の6ページの整理番号5番でやはり青く着色いたしました（友）3480号線につきましては、友部地区の東平2丁目地内の結城信用金庫の西側及び鯉淵地内の茨城中央病院

の南側に位置する路線でございまして、これにつきましては従前に開発行為により整備されまして路線を認定したところでございますが、今回、新たに開発行為によりまして隣接地が整備されることに伴いまして終点が当然変わることから、新たに市道を認定するというので、市道の3439号線、さらには3480号線という形で認定をするものでございます。

次に、7ページ以降でございますけれども、これにつきましては開発行為により整備された路線で、認定をするものでございます。

7ページをごらんいただきたいと思っておりますけれども、整理番号7番の市道の(友)3482号線でございますけれども、この路線は中央病院の東側に位置します友部地区の五平地内の路線でございまして、延長66.7メートルを新たに認定するものでございます。

次に、8ページでございますけれども、整理番号8番で市道の(友)3483号線、これにつきましても、友部地区の旭町地内で友部自動車学校の東側に位置する路線でございまして、延長54.8メートルを新たに認定するものでございます。

さらに、9ページごらんいただきまして、整理番号9番で市道の(岩)中328号線につきましては、岩間地区の泉地内の北根東地区に位置する路線でございまして、延長50メートルを新たに認定するものでございます。

以上、議案第17号の説明を終わります。

議長(石崎勝三君) 提案者の説明が終わりました。

議案第18号 土地の取得について

議長(石崎勝三君) 日程第18、議案第18号 土地の取得についてを議題といたします。提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長(山口伸樹君) 議案第18号 土地の取得についての提案理由を申し上げます。

本案は、事業用地の取得について、取得価格が笠間市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条に規定する額を超えるため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、都市建設部長からご説明申し上げますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長(石崎勝三君) 都市建設部長小松崎 登君。

〔都市建設部長 小松崎 登君登壇〕

都市建設部長(小松崎 登君) それでは、議案第18号 土地の取得についてご説明申し上げます。

今回、事業用地を取得いたしますのは、市道の才木友部線でございます、国道355号線の手越地内のコンビニのわきから笠間広域斎場やすらぎの森を通過しまして、笠間自動車学校を經まして国道50号線につながるといふ、南北の幹線道路の用地の一部でございます。計画延長が2,100メートルで、計画幅員が10メートル、平成16年度から21年度までの6カ年計画で進めておりまして、現在の進捗状況でございますが、用地取得率が約80%、それから改良済みの工事延長が約850メートルでございます。

今回、提案いたしました事業の用地でございますけれども、所在地といたしまして、笠間市平町字北山1416番地の1、国有林でございます。取得面積につきましては6,020.16平方メートル、地目は山林でございます。取得価格につきましては2,690万円でございます。

ちなみに、平米当たりの単価に直しますと、4,500円程度の価格になるわけでございます。

契約相手方といたしましては、茨城森林管理署長でございます笹沼 修でございます。

なお、この国有林を取得いたしますと、用地につきましてはおおむね完了する見込みとなりまして、工事が順調に進んでまいるといふ形になるかと思ひます。

以上で説明を終わります。

議長（石崎勝三君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

6番鈴木裕士君。

6番（鈴木裕士君） この6,020平米に対して取得価格2,690万円と。通常の金額からいくと、非常に高いなという印象を受けますけれども、この価格の算定方法、これはどうしたのか。それと、先ほどの話の中で80%買収を終わっているということでもありますけれども、既に買収したその80%部分、これは平米単価幾らで買収したのか。

この二つについて教えてください。

議長（石崎勝三君） 都市建設部長小松崎 登君。

都市建設部長（小松崎 登君） それでは、ご説明申し上げたいと思ひます。

この土地につきましては、先ほどちょっと申し上げましたように平米4,500円ということでございます。ご存じのように、国有林ということでございますので、これにつきましては、営林署の森林管理署の方で価格を不動産鑑定によりましてやる。その価格につきましては、近傍類似ということ、近隣の価格をもって今回の価格を4,500円と設定したという状況でございます。

なお、近隣の周りの価格ということでございますけれども、これにつきましては、1筆1筆が不動産評価によりまして標準地を設けまして、それに合わせておのおの土地の単価が変わってくるという状況でございます。ですから、一律にこのほかの山林が幾らで、畑が幾らで、田んぼが幾らという表現ができないのでございますけれども、基本的にはそういった不動産鑑定をもとに、1筆1筆、土地が長大であればその辺ある程度減額される、

四角で一画地がある程度いい形であればそれなりのいい値段、その辺の格差がございますので、一概に幾らというのは、ここではちょっと申し上げにくい部分かなと考えております。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 6番鈴木裕士君。

6番（鈴木裕士君） 一つの質問として、既に関収終わった80%相当部分、これは平均すると幾らになるのか、これが一つですね。

それと、営林署ですか、そこが鑑定したということでありましてけれども、その鑑定するに当たって、その鑑定書の中では、近隣の土地、いわゆる売買実績に基づいて出していると思うんですね。その対象となった場所、例えば売買された価格を基準しているはずですけども、その売買された時期はいつごろのものを採用しているのか。鑑定に当たってそれ以外の価格に影響を与えた要素はどんなものなのか、その辺について教えてください。

議長（石崎勝三君） 都市建設部長小松崎 登君。

都市建設部長（小松崎 登君） この土地の国の営林署からの買収価格でございますけれども、今から六、七年前かと思っておりますけれども、斎場建設に当たりまして用地買収を当時した経緯がございます。それも当然国有林を買収させていただいてやっておりますので、その価格を標準といたしまして、それから時点修正をやって、現在の4,500円という価格が設定されたということでございます。

それから、平均的な単価幾らかということでございますけれども、ちょっと今、手持ちに全体的な平均価格持ち合わせておりません。これにつきましては後でご説明させていただきたいと思っておりますけれども、全体的な中での平均まではちょっと手持ち持っておりませんので、ご理解いただきたいと思います。

議長（石崎勝三君） 6番鈴木裕士君。

6番（鈴木裕士君） 斎場の土地を参考にしたということでありましてけれども、斎場の土地なんかは、ある程度まとまった形のいい部分かと思っております。それに対して、今度は細長いといいますが、10メートルの何メートルと言いましたっけ、2,100メートルということで、形としては、非常に相手方にとっては別段そう影響のないような形の部分かなと思っております。

そういったところで、いわゆる営林署が鑑定したというような発言に先ほど聞いたんですけれども、その向こうが鑑定した価格、それをそのままのみにしたということですか。

議長（石崎勝三君） 都市建設部長小松崎 登君。

都市建設部長（小松崎 登君） 営林署の価格うのみということではございませんで、それなりに従前に国有林を隣接地で取得していたという経緯の中で、営林署から提示された価格が笠間市で取得するに妥当であるという判断のもとに取得をいたしております。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託並びに討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認め、そのように決しました。

これより採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石崎勝三君） 起立多数です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

なお、2時15分に再開します。

午後2時01分休憩

午後2時15分再開

議長（石崎勝三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第19号 土地の処分について

議長（石崎勝三君） 日程第19、議案第19号 土地の処分についてを議題といたします。提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第19号 土地の処分についての提案理由を申し上げます。

本案は、市有地の売り払いについて、売却価格が笠間市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条に規定する額を超えるため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、総務部長からご説明申し上げますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（石崎勝三君） 総務部長塩田満夫君。

〔総務部長 塩田満夫君登壇〕

総務部長（塩田満夫君） 議案第19号 土地の処分についてご説明申し上げます。

本案は、岩間工業団地拡張用地の一部として売却をするものであります。

所在地でございますが、笠間市安居字上平2600番39でございます。

地積でございますが、7,358平方メートル、地目が雑種地、売却価格が2,060万2,400円でございます。

売却の相手方として、茨城県水戸市笠原町978番地25、財団法人茨城県開発公社でございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（石崎勝三君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託並びに討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認め、そのように決しました。

これより採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石崎勝三君） 起立多数です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第20号 工事請負契約の変更について

議長（石崎勝三君） 日程第20、議案第20号 工事請負契約の変更についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第20号 工事請負契約の変更についての提案理由を申し上げます。

本案は、友部中学校改築校舎建設工事において変更が生じたため、笠間市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、総務部長からご説明申し上げますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（石崎勝三君） 総務部長塩田満夫君。

〔総務部長 塩田満夫君登壇〕

総務部長（塩田満夫君） 議案第20号 工事請負契約の変更についてご説明申し上げます。

平成19年第2回定例会議案第76号として議決を経た工事請負契約について、下記のとおり変更するものでございます。

本工事の施工に伴い、公共下水道へ接続したときに埋設したままとなっておりました合併浄化槽が本工事の障害となるため、撤去の必要が生じたことによる額の変更と、また本工事によりまず校舎建設が完了した後にプレハブ仮設校舎を撤去し、撤去した一部について本工事の外構工事を行う必要が生じたことによりまして、工事期間の延長をするものでございます。

工事名が、友部中学校改築校舎建設工事でございます。施工箇所が友部中学校、契約の方法が随意契約、履行期限が、平成20年3月19日から1週間延長いたしまして、20年3月26日とするものでございます。

また、変更請負契約につきましては3億6,309万円、今回変更による609万円を増額するものでございます。

請負業者でございますが、茨城県水戸市見川2丁目108番26号、勝村建設株式会社東関東支店、支店長鈴木義三でございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（石崎勝三君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

18番大関久義君。

18番（大関久義君） ちょっとわからないのでご質問いたします。

609万円の増額なんです、合併浄化槽撤去のためという説明がございました。これは当初から合併浄化槽の撤去というのはわかっていたわけじゃないですか。それが入ってないということは、ちょっと我々にはなかなか理解しづらい部分があるんですが、なぜこれは当初の設計から漏れていたのか。その辺のところ、ちょっとご説明をいただきたいと思っております。

議長（石崎勝三君） 総務部長塩田満夫君。

総務部長（塩田満夫君） 18番大関議員のご質問にお答え申し上げます。

この合併浄化槽につきましては、公共下水道へ接続したときに埋設したままになっていたという施設でございます。今回、電気の変圧器、すみません。失礼いたしました。いわゆるキュービクルを変更するというに伴いまして、そのキュービクルまでの地中管埋設に障害になるということで、その一部を撤去するというにいたしましたものでございます。地中の中に入っていたということで、そこまでの精査がなされなかったということで変更するものでございます。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 18番大関久義君。

18番（大関久義君） そうすると、当初は、合併浄化槽は埋設したままで撤去を予定してなかったと、そういうことでの理解でよろしいですか。そのまま合併浄化槽を埋めたままで整理しないと、そのまま置いておくという設計だったと。で、キュービクルがそこに来るもので今度は撤去しますと、そういう形なんですか。

とすれば、合併浄化槽というのは大きいものですよね。人が入ったり、落ちたりしたときに危険であるというような、当初からそういう予見はされたと思うんですよ。でありますので、その辺のところ、なぜ当初の見積もりから抜けていたのか、本当に不思議だなと思うんです。

まして今回のこの物件は、競争入札、電子入札でしたかな。そういう形の中で、1社だけの応札しかなかったと、そういう背景もございまして、だから、なぜそういうふうなのが抜けていたのか。工事が伴ってきたのでそれが撤去しなくちゃならない、こういう部分というのは、本当に理解しがたい部分がありますので、そのところがなぜ漏れたのか、その辺のところだけもう一度お尋ねしたいと思います。

議長（石崎勝三君） 総務部長塩田満夫君、明確に答弁してください。

総務部長（塩田満夫君） 18番大関議員の再度のご質問にお答え申し上げます。

本浄化槽につきましては、埋設がされていて、なおかつ上が舗装されていたということと、その所在が明らかでなかったということで、ぶつかったということでございます。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 9番村上典男君。

9番（村上典男君） 大関議員は優しいからそういう聞き方しますけれども、工事を請け負った勝村とかなんとかというところは、図面を見たんでしょう。図面を見た上で応じたんでしょうよ。違うんですか。まず、それ1点聞きたいんですよ。図面を見て確認をした上で、この勝村というのは入札に参加したわけでしょう。それ1点目。

議長（石崎勝三君） 総務部長塩田満夫君。

総務部長（塩田満夫君） 今回施工しております勝村建設につきましては、もちろんのことながら図面を見て応札をしております。ただ、その図の中にこの浄化槽の表示がなかったということで、今回掘り返しをして初めてぶつかったということでございます。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 9番村上典男君。

9番（村上典男君） 図面を見た上できちんとやっているということは、向こうの落ち度だろう。向こうの落ち度で、あ、忘れてましたということで、これだけ欲しいという話でしょう。それを簡単にうのみにするんですか、総務部長は。

図面を見てきちんと入札に参加した上で、今になったらトイレが出てきましたと、これ

は困ったなという話でしょう。その辺のところ、勝村をきちんと呼んだ上で説明してもらいたいですね。たかが600万円かもしれないけれども、万事そういうことだ。

議長（石崎勝三君） 総務部長塩田満夫君。

総務部長（塩田満夫君） 9番村上議員の再度のご質問にお答え申し上げます。

本浄化槽については、撤去については、当初から不明であったということで、当然のことながら設計には入ってございませんでした。そういうことで応札しておりますので、これについては追加で契約金額を変更したということでございます。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 9番村上典男君。

9番（村上典男君） 図面には入ってなかったと今おっしゃいましたね。それは、じゃあ市側の落ち度なんだね。そこをはっきり言ってください。だれの責任で、落ち度でこういうことになってしまいましたということを引きちって言ってください。

議長（石崎勝三君） 総務部長塩田満夫君。

総務部長（塩田満夫君） 村上議員の再度のご質問にお答え申し上げます。

当然のことながら、こちらで把握してなかったということからすれば、市側の責任ということになるかと思えます。大変申しわけございません。

議長（石崎勝三君） 山口市長。

市長（山口伸樹君） 補足して説明をさせていただきたいと思えます。

友部中学校が、当然校舎がありまして、南側に当時浄化槽を設置して、排水をそこで処理していて、その後下水道が来ましてその下水道につないだときに、本来であればその浄化槽をきちっと撤去するべきだったのかなとは思っているんですが、その上を舗装してしまっただけですね。ですから、浄化槽存在そのものが今回わからなくてあったと。結果的に、そこに今度キュービクルの工事をすることになったものですから、市の方がそこまできちっと把握すべきであろうというご意見であれば、そうだと思います。今後、十分その辺を落ち度がないように対応してまいりたいと思っております。

〔「了解」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託並びに討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認め、そのように決しました。

これより採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石崎勝三君） 起立多数です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

- 議案第21号 平成19年度笠間市一般会計補正予算（第7号）
- 議案第22号 平成19年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
- 議案第23号 平成19年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 議案第24号 平成19年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第25号 平成19年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第26号 平成19年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第27号 平成19年度笠間市立病院事業会計補正予算（第2号）
- 議案第28号 平成19年度笠間市笠間水道事業会計補正予算（第4号）
- 議案第29号 平成19年度笠間市友部水道事業会計補正予算（第4号）
- 議案第30号 平成19年度笠間市岩間水道事業会計補正予算（第4号）
- 議案第31号 平成19年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第4号）

議長（石崎勝三君） 日程第21、議案第21号 平成19年度笠間市一般会計補正予算（第7号）から議案第31号 平成19年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第4号）までの11件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第21号 平成19年度笠間市一般会計補正予算（第7号）から議案第31号 平成19年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第4号）についての提案理由を申し上げます。

これらの議案は、一般会計、特別会計5会計及び企業会計5会計について、それぞれ平成19年度予算を補正するものであります。

内容につきましては、それぞれの担当部長からご説明申し上げますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（石崎勝三君） 総務部長塩田満夫君。

〔総務部長 塩田満夫君登壇〕

総務部長（塩田満夫君） 議案第21号 平成19年度笠間市一般会計補正予算（第7号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9億2,615万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ266億3,094万5,000円とするものでございます。

第2条の継続費の補正、第3条の繰越明許費、第4条の債務負担行為の補正、第5条の

地方債の補正については、それぞれ2表、3表、4表、5表によるものでございます。

今回の補正は、事業費の確定に伴いまして補正するものが主なものでございます。

7ページをお開きいただきたいと思います。

まず、初めに、第2条継続費の補正でございます。変更でございますが、いずれも土木費の都市計画費でございます。

事業名、都市計画図作成事業で、補正前総額1億2,000万円、年割額平成19年度6,000万円、20年度6,000万円とあるを、補正後総額1億479万円とし、年割額を平成19年度、20年度とも同額の5,239万5,000円とするものでございます。

次に、岩間駅舎設計事業でございますが、2,440万円補正前でございますけれども、平成19年度110万円、平成20年度2,330万円を、総額で変更はございませんが、19年度をゼロ円、平成20年度を2,440万円とするものでございます。

次に、岩間駅自由通路設計事業につきましても、補正前の2,810万円の総額変更はございませんけれども、平成19年度の額を120万円からゼロ円に、平成20年度を2,690万円から2,810万円に変更するものでございます。

続きまして、次ページをお開きいただきたいと思います。

翌年度へ繰り越し使用することのできる経費として、繰越明許費でございます。土木費の道路橋梁費、道路新設改良事業から、教育費、中学校費、岩間中学校施設整備事業までの20事業と定めるものでございます。

次に、9ページの第4表の債務負担行為補正でございます。追加分といたしまして、観光推進マネジャー委託料、平成20年度で926万1,000円とするものでございます。

次に、変更分でございますが、笠間学校給食センター配送業務委託料で、平成20年度から24年度までの6,982万5,000円を、補正後20年度単年度で1,396万5,000円と変更するものでございます。

続きまして、10ページをお開きいただきたいと思います。

第5表で地方債の補正でございます。

追加といたしまして、公営住宅建設事業債でございますが、これにつきましては、借換債借りかえ分でございます。550万円とするものでございます。起債の方法につきましては、普通貸借または証券発行、利率については5%以内、償還の方法につきましては、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによるとするものでございます。ただし、市財政の都合により据え置き期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借りかえすることができると定めるものでございます。

次に、事業費の確定によりまして変更でございます。経営体育成基盤整備事業債で10万円減の3,870万円に、農村振興総合整備事業債で60万円増の1,000万円に、中山間地域総合整備事業債で50万円減の790万円に、市道整備事業債で2億7,060万円減の5億7,130万円に、

友部駅周辺整備事業債で220万円減の8億1,250万円に、岩間駅周辺整備事業債で4,880万円減の2億3,910万円に、福原住宅建設事業債で120万円減の8,650万円に、友部中学校大規模改造事業債で450万円減の3億3,270万円に、それぞれ補正をするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法については変更はございません。

続きまして、13ページをお開きいただきたいと思います。

歳入の補正でございます。

まず、市税でございますが、市民税法人分で4,800万円の増でございます。法人市民税法人税割でございます。

次に、民生費負担金でございますが、1,421万6,000円の減、児童福祉費負担金の減が主なものでございます。

続きまして、民生使用料100万8,000円の減でございますが、福祉センターいわま使用料でございます。

続きまして、14ページをお開きいただきたいと思います。

民生費国庫負担金でございますが、2,432万1,000円の増でございます。児童福祉費負担金等の増が主なものでございます。

続きまして、15ページの民生費国庫補助金では359万1,000円の減、障害福祉費補助金等の減が主な理由でございます。

次に、土木費国庫補助金でございますが、1億4,553万円の減となっております。道路橋りょう費補助金の減が主な理由でございますが、笠間小原線、友部1級12号線、友部2級10号線、岩間1級12号線道路改良工事補助金等の減によるものでございます。

次に、教育費国庫補助金でございますが、1,459万8,000円の減、中学校費補助金、幼稚園費補助金等の減でございます。

次に、16ページをお開きいただきたいと思います。

民生費県負担金でございますが、2,772万9,000円の増でございます。社会福祉費負担金で491万6,000円の増、児童福祉費負担金、それから生活保護費負担金等の増が主なものでございます。

次に、県支出金で、民生費県補助金でございますが、287万6,000円の減、障害者福祉費補助金の減が主なものでございます。

飛ばしまして、18ページをお開きいただきたいと思います。

利子及び配当金でございますが、510万7,000円の増でございます。各基金の利子でございます。

19ページの不動産売払収入で3,216万5,000円の増でございます。

次に、教育費寄附金でございますが、500万円の増、これにつきましては、大原小への指定寄附ということで受け入れるものでございます。

次に、繰入金でございますが、介護保険特別会計繰入金357万7,000円、介護サービス事

業特別会計繰入金で560万1,000円でございます。

それから、その下の財政調整基金繰入金では、5億3,005万6,000円の減でございます。減債基金繰入金については、6,477万5,000円の減でございます。

20ページをお開きいただきたいと思います。

友部駅橋上化及び自由通路整備基金繰入金で3,679万6,000円の増、観光振興基金繰入金で5,417万8,000円の減、その二つ下になりますが、市預金利子で550万円の増、ふるさと融資貸付金元金収入で3,400万円の増、繰上償還に伴うものでございます。

21ページの雑入でございますが、754万6,000円の増でございます。

22ページをお開きいただきたいと思います。

市債で、土木債で3億1,730万円の減、教育債で450万円の減でございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

議会費で805万2,000円の減、職員手当、旅費、印刷製本費等の減でございます。

24ページをお開きいただきたいと思います。

一般管理費で4,765万1,000円の増でございます。一般職の退職手当負担金の増、それから賃金の減、需用費の減等が主な理由でございます。

文書広報費でございますが、841万7,000円の減でございます。通信運搬費の減が主なものでございます。

次に、財産管理費でございますが、652万9,000円の減でございます。工事請負費の庁舎防水工事と、次のページの備品購入費の減が主なものでございます。

それから、支所費でございますが、859万2,000円の減でございます。需用費の減等が主なものでございます。電算管理費で675万6,000円の減でございます。

28ページをお開きいただきたいと思います。

諸費で3,290万8,000円の増でございますが、これにつきましては、税込還付金で20万円の減、国庫金返納金、これは過年度精算に伴います生保、障害福祉分で3,310万8,000円の増でございます。

次に、基金費でございますが、278万6,000円の増でございます。財政調整基金積立金と減債基金積立金、利子の積み立て分でございます。

次に、税務総務費でございますが、140万2,000円の減でございます。

それから、29ページで、戸籍住民基本台帳費で689万6,000円の減でございます。

30ページをお開きいただきたいと思います。

社会福祉総務費で2,178万円の減、委託料、それから各特別会計への繰出金等が主な理由でございます。

障害者福祉費では691万4,000円の減でございますけれども、扶助費の減が主な理由でございます。

次に、32ページをお開きいただきたいと思います。

高齢者福祉費で472万円の減となっておりますが、この主なものは、全国健康福祉祭、いわゆるねんりんピックの実施に伴いましての精算補正でございます。それから、扶助費で501万1,000円の増でございます。

33ページの児童福祉総務費では1,217万3,000円の増となっておりますが、負担金補助関係の増が主な理由でございます。

34ページの児童手当費527万円の減につきましては、児童手当の減でございます。

母子福祉費では2,901万7,000円の減でございますけれども、これにつきましては児童扶養手当の減が主な理由でございます。

次に、保育所費でございますが、764万8,000円の減となっておりますが、主な理由としては、臨時雇賃金の減でございます。

次に、35ページの保健衛生総務費では、744万7,000円の減となっております。

それから、次の36ページの予防費では2,378万4,000円の減となっておりますが、各種検診委託料等の減が主なものでございます。

次に、環境衛生費373万5,000円の減、これにつきましても、19節の合併浄化槽設置整備事業費補助金の減が主なものでございます。

保健センター管理費では340万7,000円の減となっておりますが、岩間保健センターの防水工事費の請負差金288万円が主な理由でございます。

次に、塵芥処理費でございますが、1億3,681万5,000円の減となっております。主なものを申し上げますと、ごみ指定袋の作成委託料、それから一般廃棄物収集運搬委託料、埋立灰搬出処理委託料等が主なものでございます。

次に、し尿処理費でございますが、159万円の減となっております。茨城地方広域環境事務組合負担金の減でございます。

次に、農業委員会費では274万円の減でございます。

農業総務費で2,222万円の減、農業集落排水事業特別会計繰出金の減でございます。

農業振興費で505万1,000円の減でございます。

38ページの水田農業費で204万7,000円の減、農地費で530万6,000円の減、39ページの商工振興費で513万6,000円の減でございます。

それから、40ページの観光振興費では5,453万円の減となっておりますが、この主なものは、15節の佐白山周辺整備工事費5,323万2,000円が主なものでございます。

次に、観光施設費で202万7,000円の減、工芸の丘施設塗装工事費の減が主なものでございます。

土木総務費で135万4,000円の減、土木費にまいりまして、道路橋りょう総務費で397万円の減、道路新設改良費で4,663万6,000円の減でございますけれども、これについては委託料、工事請負費、次ページの公有財産購入費等の減が主なものでございます。

緊急地方道路整備費で554万9,000円の減でございますが、これにつきましても工事請負

費、公有財産購入費、補償・補填及び賠償金の減が主なものでございます。

次に、市幹線道路整備費では4億4,877万5,000円の減でございます。委託料、工事請負費、公有財産購入費、補償費等の減が主なものでございます。

次に、43ページの都市計画総務費でございますが、939万1,000円の減でございます。友部駅周辺整備事業費についても1,090万7,000円の減、岩間駅周辺整備事業費で230万円の減でございますが、設計業務委託料等の減でございます。

次に、44ページをお開きいただきたいと思います。

住宅管理費で166万5,000円の増でございますが、修繕料190万円の増が主な理由でございます。

それから、住宅建設費では136万円の減となっておりますが、福原住宅建設工事費の減でございます。

次に、消防費でございますが、常備消防費で1,307万6,000円の減でございます。職員手当、委託料等の減でございます。

次に、45ページの非常備消防費で268万9,000円の減でございますけれども、これにつきましては、退職消防団員報償金の減が主なものでございます。

次に、災害対策費では315万5,000円の減、印刷製本費、地域防災計画策定委託料等の減でございます。

それから、46ページをお開きいただきたいと思います。教育費でございます。小学校費の学校管理費で1,856万5,000円の減でございます。この主なものは、光熱水費、それから保守管理等の委託料等でございます。

次に、教育振興費でございますが、1,111万3,000円の減、パソコンリース料、それから遠距離通学費の補助金、扶助費等が主な理由でございます。

48ページをお開きいただきたいと思います。

中学校費の学校管理費で791万円の減でございます。委託料、公有財産購入費等の減でございます。

教育振興費247万5,000円の増、19節の関東・全国大会出場補助金の減、それから扶助費で600万円の増等が補正の主な理由でございます。

学校建設費では2,261万9,000円の減、委託料、それから友部中学校大規模改造工事費の減でございます。

次に、幼稚園費でございますが、621万円の減でございます。負担金補助及び交付金で497万円の減となっておりますが、幼稚園就園奨励費補助金の減、それから私立幼稚園特別支援教育費補助金の増等が主な理由でございます。

50ページをお開きいただきたいと思います。

社会教育総務費でございますが、459万4,000円の減でございます。この主な減の理由でございますが、事業推進報償費、それから社会教育主事費負担金の減等が主な理由でござ

います。

次に、公民館費でございますが、527万円の減でございます。委託料等の減が主なものでございます。

続きまして、図書館費でございますが、159万8,000円の減、6目の青少年育成費で105万円の減、次ページ、52ページでございますけれども、体育施設費で2,188万5,000円の減となっておりますが、需用費、それから委託料等の減が主なものでございます。

次に、53ページの公債費でございますが、元金で2,716万7,000円の増、利子で1,848万1,000円の減、それから上水道事業出資金で1,979万円の増となっておりますが、これにつきましては高料金対策補助金の増でございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（石崎勝三君） 保健衛生部長仲村 洋君。

〔保健衛生部長 仲村 洋君登壇〕

保健衛生部長（仲村 洋君） 議案第22号 平成19年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について、補足してご説明申し上げます。

第1条の事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ114万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80億110万7,000円とするものです。

歳入歳出予算の内容につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げますので、6ページをお開き願いたいと思います。

歳入の3款国庫支出金、2項1目財政調整交付金73万5,000円については、歳出の1款総務費で補正する平成20年度制度改正に伴う電算業務委託料の国庫補助分を計上してございます。

次に、7款財産収入、1項1目利子及び配当金21万1,000円は、国保財政調整基金の利子収入の増分となっております。

8款繰入金、1項1目一般会計繰入金の内訳については、事務費繰入金53万7,000円の増、保険基盤安定繰入金854万9,000円の増、国保財政安定化支援事業繰入金289万1,000円の減、その他繰入金408万2,000円の減については、いずれも額の確定によるものとなっております。

同款、2項1目財政調整基金繰入金298万円の減につきましては、歳出の6款保健事業費における国保健康づくりの推進事業の精算に伴う繰入額を減するものでございます。

10款諸収入、3項5目雑入においても、歳出の6款保健事業費における国保健康づくり推進事業の精算に伴う健康診査納付金の減額となっております。

次に、歳出をご説明申し上げます。

7ページをごらんいただきたいと思います。

1款総務費、1項1目一般管理費の主なものとしては、委託料の平成20年度様式対応国保データベースシステムの切りかえ改修委託料として73万5,000円、同様に、同款、2項

1目賦課徴収費の電算業務委託料につきましては、後期高齢者医療制度施行に伴う国保税激変緩和措置等に関する既存システム追加改修として63万円を計上してございます。その他の総務費については精算によるものでございます。

次に、2款保険給付費については、額の確定による財源内訳のみの補正となっております。

次に、8ページをお開きいただきたいと思います。

6款保健事業費、1項1目保健衛生普及費706万2,000円の減ですが、国保の健康づくり推進事業における健康診断検査委託料の精算に伴う減額となっております。

9款予備費につきましては、収支の均衡を図るため464万6,000円を増額するものでございます。

以上で、議案第22号の補足説明を終わります。

議長（石崎勝三君） ここで暫時休憩いたします。

なお、再開は3時15分からいたします。

午後3時05分休憩

午後3時15分再開

議長（石崎勝三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

福祉部長保坂悦男君。

〔福祉部長 保坂悦男君登壇〕

福祉部長（保坂悦男君） 議案第23号 平成19年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、介護保険給付費の確定等に基づきまして所要額を補正するものでございます。

まず、歳入歳出予算の補正でございます。第1条保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億4,189万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億2,015万4,000円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げますので、7ページをお開き願いたいと思います。

まず、歳入です。主なものについてご説明申し上げます。

1款1項1目第1号被保険者保険料601万7,000円の減でございます。3款1項1目介護給付費負担金1億6,678万7,000円の減でございます。2項1目調整交付金9,298万6,000円の増、ページを返していただきまして8ページでございます。4款1項1目介護給付費交付金9,450万4,000円の減、5款1項1目介護給付費負担金4,870万円の減、下段へいきまして、7款1項1目介護給付費繰入金1,688万5,000円の減でございます。

10ページでございます。

次に、歳出でございます。

中段の2款1項1目居宅介護サービス給付費6,000万円の減、一番下の5目施設介護サービス給付費1億円の減でございます。

11ページの2段目でございますが、2款4項1目高額介護サービス費520万円の減、一番下にいきまして、7款4項1目一般会計繰出金357万7,000円の増でございます。

12ページ、予備費でございますが、7,066万6,000円を減額いたしまして収支のバランスをとったものでございます。

続きまして、議案第24号 平成19年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。これも同じように介護サービス事業の確定によりまして所要額を補正するものでございます。

まず、歳入歳出予算の補正でございます。第1条でございますが、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものでございます。

内容につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げますので、5ページをお開き願いたいと思います。

補正額についてはゼロでございますが、まず5ページの歳出で、歳入はございまして、歳出でございます。1款サービス事業費、1項1目介護予防サービス計画事業費560万円の減でございます。2款1項1目一般会計繰出金、同額の560万円の増でございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（石崎勝三君） 上下水道部長早乙女正利君。

〔上下水道部長 早乙女正利君登壇〕

上下水道部長（早乙女正利君） 議案第25号 平成19年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

1ページをごらん願います。

第1条の歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,872万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ28億6,586万円とするものであります。

第2条では、地方債の補正でございます。

5ページをお開き願います。

第2表地方債の補正でございます。追加で、起債の目的、公共下水道事業債借りかえ分、限度額1億50万円、次に、変更で、公共下水道事業債限度額6億7,530万円を限度額6億4,480万円に、資本費平準化債限度額2億5,430万円を限度額2億4,960万円とするものであります。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

歳入歳出補正予算の主な内容につきましては、事項別明細書でご説明申し上げます。

7ページをお開き願います。

歳入でございますが、1款分担金及び負担金、2項1目受益者負担金1,437万3,000円の

増額は、猶予取り消し等によるものでございます。

2 款使用料及び手数料、1 項 1 目下水道使用料840万5,000円の増額は、使用料の増額が見込まれるものでございます。

4 款県支出金、1 項 1 目下水道事業費県補助金590万円の減額は、事業費確定見込みによるものでございます。

ページを返していただきまして、6 款繰入金、2 項 1 目下水道事業基金繰入金3,864万7,000円の減額は、事業費確定見込みによるものでございます。

9 款市債、1 項 1 目下水道事業債6,530万円の増額は、借りかえ分で1 億50万円の増、事業債で3,050万円の減、資本費平準化債で470万円の減によるものでございます。

次に、9 ページ、歳出でございますが、1 款下水道費、1 項 1 目下水道総務費、25 節積立金1,663万6,000円は、公共下水道事業基金積立金に充てるものでございます。27 節公課費1,117万 7,000円の減額は、消費税の確定によるものでございます。

2 目下水道管理費、13 節委託料1,089万8,000円の減額は、委託契約確定によるものでございます。

ページを返していただきまして、2 項 1 目下水道建設事業費、13 節委託料500万円の減、16 節工事請負費2,500万円の減額は、設計委託料、工事請負費等の確定見込みにより減額するものでございます。

11 ページになります。2 款公債費、1 項 1 目元金 1 億92万9,000円の増は、公共下水道事業債借りかえ分を含む長期債元金及び償還金でございます。

2 目利子989万9,000円の減額は、長期債利子の確定によるものでございます。

以上で、議案第25号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第26号 平成19年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）につきましてご説明申し上げます。

1 ページをごらんください。

第1条では、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,564万2,000円を減額し、歳入歳出それぞれ4 億3,387万4,000円とするものであります。

歳入歳出補正予算の主な内容につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。

5 ページをお開き願います。

歳入でございますが、2 款使用料及び手数料、1 項 1 目農業集落排水使用料340万円の減額は、当初予定した使用料を見込めないためでございます。

4 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金2,222万円の減額は、事業費確定見込みによるものでございます。

6 款諸収入、1 項 1 目雑入997万8,000円の増額は、消費税還付金であります。

6 ページをごらん願います。

歳出についてご説明申し上げます。

1 款農業集落排水事業費、1 項 1 目農業集落排水施設管理費1,249万5,000円の減額の主なものは、11節需用費600万円の減額、これは光熱水費等でございます。12節役務費111万3,000円の減額の主なものは、汚泥汲取手数料であります。19節負担金補助及び交付金200万円の減額は、排水整備改造資金利子補給補助金の確定見込みによるものであります。27節公課費315万円の減額は、消費税が確定したための減額であります。

2 項農業集落排水施設建設費、1 目農業集落排水事業建設費84万7,000円の減額は、11節需用費70万円の減額が主なものでございます。

2 款公債費、1 項 2 目利子230万円の減額は、長期債の確定によるものでございます。

以上で、議案第26号の説明を終わらせていただきます。

議長（石崎勝三君） 保健衛生部長仲村 洋君。

〔保健衛生部長 仲村 洋君登壇〕

保健衛生部長（仲村 洋君） 議案第27号 平成19年度笠間市立病院事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、高金利な企業債を低金利なものに借りかえるため補正するものでございます。

1 ページをごらんいただきたいと思います。

第2条資本的収入及び支出ですが、既決予算第4条本文括弧書き中、資本的収入が資本的支出額に対して不足する額673万3,000円を677万4,000円に、過年度分損益勘定留保資金673万3,000円を677万4,000円に改め、資本的収入及び支出の額を次のとおり補正するものでございます。

支出を先に説明させていただきますが、昭和54年度に借り入れをしておりました利率7.15%の企業債の残金を繰上償還するため、企業債償還金を1,174万1,000円を増額し3,193万6,000円とするもので、収入の企業債1,170万円は、繰上償還するための財源として低金利なものを借り入れるものでございます。

第3条企業債では、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

以上で、補足説明を終わります。

議長（石崎勝三君） 上下水道部長早乙女正利君。

〔上下水道部長 早乙女正利君登壇〕

上下水道部長（早乙女正利君） 議案第28号 平成19年度笠間市笠間水道事業会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開き願います。

第2条の収益的収入及び支出でございますが、予定額を次のとおり補正するものであります。

収入でございますが、1款水道事業収益607万5,000円減額し、7億9,529万円、支出でございますが、1款水道事業費用、収入と同額の607万5,000円減額し、7億9,529万円にそれぞれ補正するものでございます。

第3条の資本的収入及び支出でございますが、予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入でございますが、1款資本的収入3,610万円増額し7,620万2,000円に、支出でございますが、1款資本的支出3,019万5,000円増額し2億6,818万1,000円に、それぞれ補正するものでございます。

ページを返していただきまして、第4条の継続費でございますが、継続費の年割額を平成19年度2,104万2,000円を1,691万3,000円に改めるものでございます。

第5条の企業債の限度額を次のとおり改めるものでございます。起債の目的、建設改良費等借りかえ分、限度額3,610万円を追加し、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

第6条では、議会の議決を経なければ流用できない経費、職員給与費4,745万4,000円に改めるものでございます。

収入支出の主な内容につきましては、補正予算に関する明細書によりご説明申し上げます。

11ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の収入でございますが、1款水道事業収益、1項1目給水収益2,600万円の減額は、水道料金の減額でございます。

2項営業外収益、3目他会計補助金1,979万円の増額は、高料金対策補助金の確定によるものでございます。

ページを返していただきまして、支出でございますが、1款水道事業費、1項2目配水及び給水費199万9,000円減額の主なものは、委託料で、各施設保守点検委託料等の確定によるものでございます。

3目受託工事費262万5,000円の減額は、箱田土地改良に伴う配水管布設替えを予定しておりましたが、平成20年度に変更になったため設計委託料を減額するものでございます。

4項予備費105万1,000円の増額は、収支のバランスを図るものであります。

13ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の収入でございますが、1款資本的収入、1項1目企業債3,610万円の増額は、企業債の繰上償還による借りかえ分によるものでございます。

ページを返していただきまして、支出でございますが、1款資本的支出、2項企業債償還金、1目企業債償還金3,621万4,000円の増額は、企業債の繰上償還に伴う増額でございます。

4項笠間拡張事業費、2目配水管布設費407万円の減額は、工事請負費、委託料の確定

見込みによるものでございます。

以上で、議案第28号の説明を終わりにさせていただきます。

次に、議案第29号 平成19年度笠間市友部水道事業会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開き願います。

第2条の収益的収入及び支出でございますが、予定額を次のとおり補正するものであります。

収入でございますが、1款水道事業収益1,353万7,000円増額し7億2,957万7,000円に、支出でございますが、1款水道事業費用、収入と同額の1,353万7,000円増額し7億2,957万7,000円に、それぞれ補正するものでございます。

第3条の資本的収入及び支出でございますが、予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入でございますが、1款資本的収入5,770万円増額し2億3,787万6,000円に、支出でございますが、1款資本的支出5,130万7,000円増額し3億7,912万円に、それぞれ補正するものでございます。

ページを返していただきまして、第4条の企業債の限度額を次のとおり改めるものでございます。起債の目的、建設改良費等借りかえ分、限度額5,770万円を追加し、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

第5条では、議会の議決を経なければ流用できない経費、職員給与費7,578万6,000円に改めるものでございます。

収入支出の主な内容につきましては、補正予算に関する明細書によりご説明申し上げます。

9ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の収入でございますが、1款水道事業収益、1項3目その他営業収益1,344万円の増額は、加入金等の増額でございます。

ページを返していただきまして、支出でございますが、1款水道事業費、1項営業費用、5目総係費188万6,000円の減額の主なものは、3節手当等でございます。

4項予備費1,651万6,000円の増額は、収支のバランスを図るものであります。

11ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の収入でございますが、1款資本的収入、1項1目企業債5,770万円の増額は、企業債の繰上償還による借りかえによるものでございます。

ページを返していただきまして、支出でございますが、1款資本的支出、1項2目施設改良費622万円の減額は、工事請負費、委託料の確定見込みによるものでございます。

2項企業債償還金、1目企業債償還金5,802万7,000円の増額は、企業債の繰上償還に伴う増額でございます。

以上で、議案第29号の説明を終わりにさせていただきます。

次に、議案第30号 平成19年度笠間市岩間水道事業会計補正予算（第4号）についてご説明する前に、大変申しわけございませんが、間違いがありますので、訂正をお願いいたします。

7ページをお開き願います。

資本的収入及び支出、1款資本的支出、1項建設改良費、3目配水施設建設費、2節「委託料」となっておりますが、1節「工事請負費」に訂正をお願いいたします。また、説明のところに「委託料」となっておりますが、「配水管工事外」に訂正をお願いいたします。

それでは、ご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開き願います。

第2条の収益的収入及び支出でございますが、予定額を次のとおり補正するものであります。

収入でございますが、1款水道事業収益706万2,000円減額し3億4,027万4,000円に、支出でございますが、1款水道事業費用、収入と同額の706万2,000円減額し3億4,027万4,000円に、それぞれ補正するものでございます。

第3条の資本的支出でございますが、予定額を次のとおり補正するものでございます。支出でございますが、1款資本的支出60万円減額し5,021万6,000円に補正するものでございます。

収入支出の主な内容につきましては、補正予算に関する明細書によりご説明申し上げます。

5ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の収入でございますが、1款水道事業収益、1項営業収益、2目受託工事収益713万円の減額は、下水道工事に伴う配水補償工事収益の確定見込みによるものでございます。

ページを返していただきまして、支出でございますが、1款水道事業費、1項営業費用、3目受託工事費713万円の減額は、補償工事費等の確定見込みによるものでございます。

2項営業外費用、2目消費税及び地方消費税700万円の減額は、事業収益2期前になります合併後の平成18年3月19日から3月31日の課税収益が1,000万円未満で、免税事業者となったからであります。

4項予備費1,023万円の増額は、収支のバランスを図るものであります。

7ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の支出でございますが、1款資本的支出、1項建設改良費、3目配水施設建設費60万円の減額は、工事請負費の確定見込みによるものでございます。

以上で、議案第30号の説明を終わりにさせていただきます。

次に、議案第31号 平成19年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第4号）について

ご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開き願います。

第2条の収益的収入及び支出でございますが、予定額を次のとおり補正するものであります。

収入でございますが、1款水道事業収益3万3,000円増額し3,620万3,000円に、支出でございますが、1款水道事業費用、収入と同額の3万3,000円増額し3,620万3,000円に、それぞれ補正するものでございます。

収入及び支出の主な内容につきましては、補正予算に関する説明書によりご説明申し上げます。

4ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の収入でございますが、1款工業用水道事業収益、2項営業外収益、1目受取利息及び配当金3万3,000円の増額は、預金利息でございます。

ページを返していただきまして、支出でございますが、1款工業用水道事業費、2項営業外費用、1目消費税及び地方消費税110万円の減額は、岩間水道事業同様、事業収益2期前になります合併後の平成18年3月19日から3月31日の課税収益が1,000万円未満で、免税事業者となったからであります。

4項予備費113万3,000円の増額は、収支のバランスを図るものでございます。

以上で、議案第31号の説明を終わりにさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（石崎勝三君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

6番鈴木裕士君。

6番（鈴木裕士君） 一般会計ですけれども、36ページの4款衛生費、2項清掃費、2目の塵芥処理費、ここの13節委託料で、埋立灰搬出処理委託料1億円減額になっているわけなんですけれども、なぜ減額にしたのか。それと、20年度の予算書見ても、これに該当するやつがないんですけれども、いわゆる処理面で支障がないものなのかどうか、その二つについてお答えください。

議長（石崎勝三君） 市民生活部長野口直人君。

市民生活部長（野口直人君） 鈴木（裕）議員の質疑にお答えいたします。

この大もとの埋め立て灰の搬出の処理委託料減額の件ですけれども、18年度はごみの焼却場の撤去をやりました。それで、19年度、この埋め立て灰を撤去することで当初上げたんですけれども、約1万トンぐらいい残っているだろうと。3年間計画でそれを搬出しようという計画だったんですけれども、いろいろ現地を見たり、地元の人のお話を聞きますと、まだ相当な量が埋まっているだろうということで、ボーリングやりました結果、深いところで約6メートルくらいあると。そういうことで、普通の撤去の仕方ではちょっと不可能

であると、物すごい膨大な費用がかかるのではないかと、そういうことになりまして、地元の区長さん、あるいは土地改良の理事長さん初め、今年度4回ほど協議しました。その中で、先進地、大郷戸の場所みたいところが埼玉県の方にありましたので、そちらの方の視察もやりました。それで、費用がかからないで、どういう方法で工事ができるかということで、平成20年度は一応設計を予算に組み込んでいます。その中で、費用が安く済んでよりよい方法で工事をやろうということで、その設計をやる前に、今年度は、下のボーリング、要するに地質の調査を現在やっているところでございます。

それによりまして、よりよい方法、費用がそんなにかからないという、当初は埋め立て灰の撤去だけで約3億円ということであったんですけども、今の方法でやりますとその3億円ではできないということになりましたので、なるべく費用がかからない方法で、20年度は一応設計を組んでいます。21年度に工事をやろうということで、それも地元の方も一応了解いただいているところでございます。

以上です。

議長（石崎勝三君） 24番須藤勝雄君。

24番（須藤勝雄君） 議案第21号、一般会計補正予算ですけれども、総体的に9億2,600万円強の減額ということで、特に41ページ、42ページの7款土木費、これが非常に減額も大きいということで、例えば市の幹線道路なんかでもなぜこんなに大きい減額が生じなければならなかったのか。

今、我々、市の幹線道路とかにも、予算がなくてできない、予算がなくてできないという形で、いつもお願いしたいということで話をしてもそういう形が発生しておりますけれども、非常に減額が目立ち過ぎているということで、なぜもっと積極的に事業推進をしなかったのか、繰り越すのか、その辺をお聞きしたい。

議長（石崎勝三君） 都市建設部長小松崎 登君。

都市建設部長（小松崎 登君） ただいまの須藤議員のご質問にお答えしたいと思います。

土木費においてかなりの減額が生じているということで、内容はどのような内容かというご質問でございます。

これにつきましては、今、その中で、市の幹線道路がかなり減額ということで、4億4,800万円ほどの減額となっております。これにつきましては、先ほど市道認定をいただきました南友部平町線、要するに駅の北から355号まで抜ける道路、あるいは畜産試験場のところの1-12号線という道路でございます。これにつきましても、旧岩間と旧友部を結ぶ幹線道路ということでやっているわけでございます。これらについて用地交渉等々進めているわけでございますけれども、要するに合併支援事業あるいは国庫補助事業でやっているわけなんです、その用地交渉の中で、営林署あるいは茨城県との交渉を今進めているところでございます。

それで、繰り越しをしてやるべきか、あるいは新年度に新しく組むかということである協議したわけでございますけれども、やはり用地取得するには2年間ぐらいのいろいろ協議が必要になるということございまして、今回落とさせていただきまして、新年度で新たに予算を計上させていただくと、そういうことでございます。

そのほかにも、道路新設改良費で、例えば土木費の41ページの道路新設改良費、これで4,600万円ほど減額になっているわけでございます。これにつきましては、岩間工業団地の、先ほども市道認定でお話しさせていただきましたけれども、市道のつけかえ等がございます。これにつきましては、平成19年度でその辺実施しようということであったところでございますけれども、20年度にあそこの工業団地のつけかえをやるということでございますので、19年度の予算を削らせていただいて、20年度で新たにやらせていただくということでございます。

そういった関係で、一般の申請事業に対する事業実施につきましては、鋭意努力いたしまして皆さんの要望にこたえるようにやっております。ただ、これらにつきましては、そういった関連事業、国補事業、あるいは企業との関連事業、そういった内容のことでやむなく減額をして新年度に再度予算計上させていただく、そういう状況でございますので、よろしくお願ひ申し上げたいと考えております。

議長（石崎勝三君） 24番須藤勝雄君。

24番（須藤勝雄君） 南友部平町線ですか、これも先ほど説明あって、営林署の土地購入等もさっき話がありましたけれども、やはり19年度で予算を計上してあるんだから、もう少し積極的に、次年度に送るんだというような形じゃなく、予算を組んだら組んだように、もう少し積極的に取り組んでいただきたいという要望です。

以上です。

議長（石崎勝三君） 16番横倉きん君。

16番（横倉きん君） 議案第23号です。平成19年度笠間市介護保険特別会計補正予算についてお尋ねします。

介護保険の給付費で、1項で、1億7,000万円の減になっております。その要因としては、10ページの居宅介護サービス給付費とか施設介護サービス給付費が大きく減になっておりますが、そういう中身で、今、要介護認定者数と要支援認定者数はどうなっているのか、一つはお伺いしたいと思います。

あとは、介護サービス利用限度額というのがありますが、こういうふうに減っていると、利用限度に対する割合はどのぐらいになっているのか、お伺いしたいと思います。

議長（石崎勝三君） 福祉部長保坂悦男君。

福祉部長（保坂悦男君） 横倉議員のご質問にお答え申し上げます。

現在の介護保険の要介護認定者数でございますが、全体で、平成19年4月1日現在でございますけれども、2,344名でございます。認定率で申し上げますと、13.3%ということで

ございます。

それと、給付の実態ということでございますが、この額につきましては確定見込みということでございまして、特に施設関係の確定ということで、地域密着型に重点を置いた介護ということでの支援、それと介護ということでやっておったのですが、見込みまで至らなかったということで、今回こういうふうな措置をとったところでございます。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 16番横倉きん君。

16番（横倉きん君） 地域密着型と言いますけれども、施設の利用者の数についてはどういうふうになっているのか。また、保険適用というか、施設に入っている方の数については変わらないけれども、保険の適用が減ったからこれだけ、地域密着型と言っていますけれども、その辺との兼ね合いはどうなっているんでしょうか。

議長（石崎勝三君） 福祉部長保坂悦男君。

福祉部長（保坂悦男君） 再度の横倉議員のご質問にお答え申し上げます。

地域密着型につきましては、ただいま答弁したとおりでございます。利用頻度につきましては、今ここにデータ持っていないので、後ほど調べましてお答えを申し上げたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 16番横倉きん君、最後の質疑です。

16番（横倉きん君） 介護サービス利用限度というのがありますけれども、その利用限度の割合は今答弁なかったんですが、ぜひそれもお願いしたいと思います。

それと、要介護、今、ほかも見ていますと介護サービス事業というのが余りふえてないんですけれども、この介護サービスの方の肩がわりというか、介護予防の方で力を入れているというふうに見なくちゃいけないんですけれども、その方もそんなには事業としては、不用額が出ていますし、そういう点でその辺の兼ね合いはどうなっているんでしょうか。要介護認定者数と要支援認定者数というか、どの辺の割合になっていますでしょうか。今、2,344人認定されているということですが、要支援認定者はどのぐらいいるのか、お聞きします。

議長（石崎勝三君） 福祉部長保坂悦男君。

福祉部長（保坂悦男君） 横倉議員の再々度のご質問にお答え申し上げます。

要支援につきましては、介護保険法の改正がございまして、要支援の1、2とそれぞれでございます。要支援1につきましては196名でございます。要支援につきましては288名ということで、要介護1の方から要支援の方に、介護の支援センターを中心にして、元気な年寄りの方ということで力を入れているところでございまして、そういうことで大変介護の支援の方につきましても、支援センターを中心に力を入れているところでございます。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 11番畑岡 進君。

11番（畑岡 進君） 一般会計の補正予算の9ページ、第4表債務負担行為補正、その中の観光推進マネジャー委託料とのっていますけれども、これが926万1,000円。そういう中で、この前全協でちらっと淡白には聞いたんですが、観光マネジャーというのはどういう内容のものを言うんですか、それが1点。それと、2点目は、どのようなことを行って、どのような効果を目的としているのか。

それで、私がちょっと聞いているには、マネジャーというんですから、多分、観光課の方に雇うのかなと考えているわけですが、そういう中で926万1,000円というのは、人を雇うにしては金額が多いと私自身考えているので、そのところをちょっと説明を詳細にしたいと思っています。

議長（石崎勝三君） 産業経済部長青木 繁君。

産業経済部長（青木 繁君） 11番畑岡議員から、観光マネジャーの目的、あるいは効果、それから人件費の額等につきましてご質問をいただきました。

まず、観光マネジャー、これは笠間市行政改革大綱におきまして、多様化する観光行政の課題を民間活力によって専門職の確保とあわせて中で人材育成も含めてやっていただくということで、民間の観光会社の方をお願いをする予定でございます。

市の職員といいますと、事務職、いろいろな職種がありまして、観光というと非常にその野が広い、そして専門的知識もなければなかなか進めないと。そういう中では、笠間は現在季節的なイベント型観光に偏っている傾向にあると。年間通して人を引こうということの中で、そういうふうな形で進めているところでございます。

その業務内容としましては、幾つかありますけれども、観光資源の発掘や現在の観光資源活用のための企画、さらには観光客集客のための企画、観光ルート設定並びにパック商品の企画、さらには観光関連機関との連携調整、笠間観光協会との連携、その他観光業務全般にわたることをお願いする予定でございます。

そして、人件費926万1,000円につきましては、人件費のほかに、その中に幾つか区分されておまして、800万円が給与相当額でございます。それから、事務費として10万円、住居費72万円、さらには消費税44万1,000円が含まれて926万1,000円ということで構成されております。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 11番畑岡 進君。

11番（畑岡 進君） ちょっと今の説明では具体的なことは私わからないんですが、今、6項目ぐらい部長が申しましたが、観光の今までのいろいろな推進と何ら変わりはないような気がするんですよ。その中で何を目的にして何が大事なのかと。これ新たに観光マネジャーという形をとったわけですから、その中でこういうものをメインにしているんですよという物事がないんですよ。

それで、このマネジャー委託という形をとる場合、1年ぐらいじゃ効果はあらわせないとと思うんですよ。現在の流れの自治体の中では、いろいろな観光をやっているいろいろな失敗をしているわけですよ。そういう観光の中で、みんな減少傾向にある中で、相当本当に気合を入れてやってもらわないと、ただ単に職員の、失礼な言い方もわからないが、職員が楽するような形にしか私には見えないんですよ。

そうでしょう。そうしたら、900万円やって1年、今は年度内でしょうが、これは10年続けるとか、5年なりやるとか、そういう物事の中でちゃんと明確にさせていただきたいんですよ。当然、観光のまちですから、その相乗効果がどのようにあるのかと計算された中で、これから企画をしてやっていくという物事なのか。当然、900万円やるんでしょうから、あしたから、20年度から囑託するんでしょうから、そういう効果的なことを、これがメインですよということを、部長、私お聞きしたいんです。

やることに対しては、私は賛成ですよ。でも、効果があらわれのないものを、絵にかいたぼたもちになっちゃったのでは、こういういい事業を持ってきたんですが、議員さんは多分何のためにやるのかわからないんじゃないの。ただ観光、観光といっても、大使もいるし、当然ボランティアの人もいるし、これは何のためにやるんですということを、ちゃんと目的を言っていただきたいんですよ。その中で900万円というなら私は結構ですよ。そこらのところ、もう少し深い中で説明していただきたいんですよ。よろしくお願いします。

議長（石崎勝三君） 産業経済部長青木 繁君。

産業経済部長（青木 繁君） 再度の質問でございますが、まず、採用の目的及び効果でございますけれども、民間企業の人材という新たな視点に立ち、笠間市の観光振興を総合的にプロデュースし、継続的な交流人口の拡大や地域のブランド化を通じまして文化交流都市の実現を目指すために導入すると、大きなテーマがそういうことでございます。その中で、事業内容としましては、先ほど申しました観光資源活用のためのいろいろな企画等々の6項目でございます。

そのほか、採用につきましては、1年ではなくて、20年4月1日より2年ないし3年ということで予定では考えております。とりあえず2年ということで切って進めていくということでございます。

それで、観光というと、やはり経済効果は当然求めていかなきゃなりません。そういう中では、市の職員のノウハウを超えた部分を、これらのマネジャーと一緒に進めていくということで考えているところでございます。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 11番畑岡 進君、最後の質疑お願いします。

11番（畑岡 進君） 事業内容はわかりました。

そういう中では、今後、議会の中に、状況、どういう効果が出ているかということを経次説明していただきたいと思います。その要望をして、終わりにしたいと思います。

議長（石崎勝三君） 8番西山 猛君。

8番（西山 猛君） 一般会計で36ページ、先ほど鈴木（裕）議員もちょっと触れたんですが、4款衛生費の中で13節の委託料、埋め立ての問題が多分を占めているんですが、ほかの委託料の減額について、その根拠を答弁いただきたいと思います。

議長（石崎勝三君） 市民生活部長野口直人君。

市民生活部長（野口直人君） 西山議員の質疑にお答えいたします。

この委託料ですけれども、まず、上から、ゴミ指定袋作製委託料がございます。これは入札結果によりまして予定価格より下がったと。そういうことで、全体的に1,200万円減額となります。あと、一般廃棄物の収集運搬、ビン・ガラス搬出処理委託、それから再生資源処理委託と、再生資源物収集運搬委託、あと埋立灰の搬出処理の委託、これは抜きまして、粗大ごみの収集運搬委託料、これもやはり入札により予定価格より下回ったものがございます。

それと、粗大ゴミ処理券作製委託料、これは18年度の実績で19年見たわけですけれども、その処理券がそんなに売れなかったために、つくらないで済んだために減額したものでございます。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 8番西山 猛君。

8番（西山 猛君） 入札の成果ということで理解してよろしいでしょうか。入札制度とかいろいろあったんでしょうけれども、その入札の成果ということでご理解してよろしいのでしょうか。

議長（石崎勝三君） 市民生活部長野口直人君。

市民生活部長（野口直人君） 予定価格より下回った形で一応札が出たものですから、入札の結果として私どもはとらえております。思ったより安く委託できたものでございますので、成果としてとらえております。

議長（石崎勝三君） 8番西山 猛君。

8番（西山 猛君） そうしますと、競争の原理が働いたというのが率直なところかなと思うんですね。つまりこういうたぐいの委託というのは、特殊な車両を使って、ある一定地域、時間と地域をきちっと回らなくちゃならないというか、そういうこともありますから、委託というのは、本来市が直営でもいいものを委託するわけですから、かなり事情としては行政に近い立場にいるわけですね。

そうしますと、これだけの差額が出るということは、今まで仮に競争の原理がなくて、随契で、ある一定の余裕の中で業務を遂行してきたとすれば、今回、原油高騰も働いてかなり厳しい状況になると思うんですよ。その中で、不正行為、これは市からの委託ですから、民間事業主との関連はないはずなんですけど、その不正の起こり得る可能性、そしてそれをどのような形で監視するかということは含まれているか、最後にちょっとお聞き

します。

議長（石崎勝三君） 市民生活部長野口直人君。

市民生活部長（野口直人君） 再度の質疑にお答えいたします。

委託の業者さんには、いろいろ何かあるということはないんですが、いろいろな形の中で、ちょっと気がついた点では呼び出して指導している状況ですから、今の段階で、私たちの方の担当としてはその不正はないということで伺っております。

〔「不正あるのかないのか、だれも聞いていない」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ほかにございませんか。

〔「議長、質疑に対して答弁」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） 8番議員が、質問に答えられないからということで、もう一度市民生活部長、元気よく答弁してください。

市民生活部長（野口直人君） 今、不正はなかったのかということで私は伺ったつもりなのですが。

議長（石崎勝三君） 3回以上超えていますので、大変申しわけないんですが。

では、暫時休憩いたします。

午後4時11分休憩

午後4時14分再開

議長（石崎勝三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

18番大関久義君。

18番（大関久義君） 議案第21号の一般会計補正予算の中から二、三お尋ねしたいと思います。

9ページの変更なんですけれども、学校給食センター配送業務委託料、これは5年間という形の中で入札をしたと。しかし、ご辞退があったということで、落札した業者が、落札はしたんだけども請け負わないという形の中で、単年度で1,396万5,000円計上あります。これらについて、今後の見通し等についてまず1点お尋ねします。

それから、2点目として、19ページ、不動産売払収入、先ほど議決いたしました2,690万円はわかっておるんですが、そのほかに何があるのか、どういうものがあるのか、これらについて2点目お尋ねしたいと思います。

それから、22ページ、ちょっと聞きなれないんですけれども、上の工事請負違約金176万8,000円、これは初めて目にするんですが、それらがわからないので、どういうものなのかお尋ねいたします。

そして、28ページ、防犯灯設置補助金、減額40万円、これらは予定はしたんだけどもそれだけの申請がなかったのかどうか、この減額は何なのか、ちょっとわからないのでお尋ねしたい。

あとはもう一遍聞きますからいいです。とりあえずそれだけ。

議長（石崎勝三君） 総務部長塩田満夫君。

総務部長（塩田満夫君） 大関議員のご質問にお答え申し上げます。

まず、初めに学校給食センター配送業務委託料、20年から24年までの5カ年間で予定していたものについて過日入札をいたしました。お知らせしてあるとおり、落札者が辞退ということで、辞退後、残りの業者の方から見積書を徴取することになりました。当然のことながら、落札した金額の範囲内で業務が執行できないかということでの見積書の提出でございます。そういう中では、全員から辞退ということになった次第でございます。

そういったことで、今後につきましては、提案にお示ししてございますように、20年度単年度で契約を今後進めてまいりたいと考えてございます。

次に、19ページ、売払収入でございますが、総額で3,216万5,000円計上してございますが、これにつきましては、先ほど用地の売り払いということでご提案申し上げた岩間工業団地拡張用地のほか、南小泉の雑種地78平米、これは現在雑種地になっておりますが、畑として売買。そのほか法定外道路、水路が大部分でございまして、12件の用地を売却する予定での補正でございます。売却済みも含まれてございますけれども、12件でございます。

それから、22ページ、これにつきましては、平沢工務店が倒産をいたしました。その関係で、違約金として176万8,000円を受け入れるものでございます。

以上です。

議長（石崎勝三君） 市民生活部長野口直人君。

市民生活部長（野口直人君） 大関議員の質疑にお答えいたします。

防犯灯の設置の補助金の40万円の減ですけれども、今年度ポール込みで新設したのは10基でございます。あとは電柱に添架するもの、これは71基、それと更新したもの、主に電柱があるところですが、これは106基ございまして、200万円ほど支出しております。今のところ残金若干残っていますが、40万円減額したところでございます。

以上です。

議長（石崎勝三君） 18番大関久義君。

18番（大関久義君） 説明を聞きまして、わかりました。

学校給食センターの配送業務、これは待ったなしの問題ですので、今後努力していただくようお願いします。

それから、工事費の中で、佐白山の事業5,000何百万円減になっておりますが、これらについて再度お尋ねいたします。

議長（石崎勝三君） 産業経済部長青木 繁君。

産業経済部長（青木 繁君） 18番大関議員さんから、佐白山関係の5,400万円減額の質問でございます。これは旧笠間開発公社からの指定寄附として、一応500万円の事業の中で事業を進めております。

これは、工芸の丘の方に人がたくさん来ている、佐白山周辺が空洞化している、そういう中でそっちに人を引っ張れという形の中で仕事を進めている中で、ことし4本事業出しまして、そのほか実施設計業務委託まで含めて5,100万円ほど本年度で、そして用地あるいは建築確認等々のおくれの中で来年度に事業を回すということで、来年度は、稲荷駐車場の環境整備といいますか、トイレだとか多目的施設に伴うものだとか、そういうものをつくりながら、農産物販売、あるいは売店までできるようなものをつくったほかに、工芸の丘と佐白山周辺の間にポケットパークをつくっていきたいと。そして、ネットワークを整備しながら、来年度に半分残した中で仕事を進めるということでございます。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 9番村上典男君。

9番（村上典男君） 一般会計、9ページの学校給食センター配送業務委託料、この資料を見る限りでは、入札の結果が、辞退をしたとか何とかというのは全然ないんですが、それに関連する資料を提出いただきたいんですね。先ほど大関議員さんがご質問した内容について、私も詳しく知りたいんですけども、関連する資料がないのでその資料の提出を求めます。

議長（石崎勝三君） 総務部長塩田満夫君。

総務部長（塩田満夫君） 村上議員のご質問といたしますか、ご要望でございますが、入札の経過でございましょうか、経過書でよろしいんでしょうか。

〔「経過というよりも、入札の結果はご丁寧に送られてきますけれども、入札取ったけれども辞退をしたとか何とかという話は、それ自体聞いておりませんし、監査委員だからわかっているという話もありますが、一議員として知らなきゃいけない問題だということで、私、資料を提出を求めたわけでありまして。監査委員にしてくれと言っているわけじゃないんですよ。以上です」と呼ぶ者あり〕

総務部長（塩田満夫君） 入札の結果表をお送りさせていただいていると思います。その中に、辞退ということも含めまして記入がされていたかと思えます。それ以外に、何か資料の提出ということでございますでしょうか。

議長（石崎勝三君） 9番村上典男君。

9番（村上典男君） 私が要望した資料があったのであれば資料の提出は結構ですが、総務部長にお伺いしますけれども、入札に参加するということは、仕事を取りたいがために参加するわけですね。やっとの思いで入札取って、辞退をしたと。なぜそういう事態が起きたのかということについて、総務部長の見解を率直に伺いたい。

議長（石崎勝三君） 総務部長塩田満夫君。

総務部長（塩田満夫君） この業者は、当然のことながらこの仕事ができるということで最低の金額で落札者となりました。落札した後に、特に車の手配、配送車の手配をしたところ期限内に間に合わない、それから人の手配が間に合わないということでのお話でし

た。私どもの方としては、それらを含めまして準備ができるということを前提に応札を求めておりますので、当然のことながらペナルティーをしたということです。

以上です。

議長（石崎勝三君） 9番村上典男君、最後の質疑お願いします。

9番（村上典男君） よく理解できましたが、やはり業者さんの選定の仕方なり何なりという部分の事前調査というか、その辺についても慎重を期すべきかなと思います。これは答弁結構です。

議長（石崎勝三君） 4番野口 圓君。

4番（野口 圓君） 笠間市笠間水道事業の関係、営業外収益で、11ページ、他会計補助金で1,979万円、高料金対策補助金、内容がちょっとよくわからないので教えてください。

議長（石崎勝三君） 上下水道部長早乙女正利君。

上下水道部長（早乙女正利君） 4番野口議員のご質問にお答えします。

まず、高料金の目的でございますが、自然条件等により建設改良費が割高のため資本費が著しく高額となり、高水準の料金設定をせざるを得ない上水道事業につきまして、料金格差の縮小に資するため資本費の一部について繰り出すための経費でありまして、この繰り出しの基準につきましては、前々年度における資本費が175円以上、給水原価が280円以上ということになっております。

笠間水道の場合には、給水費が265円となっております90円高くなっております。給水原価が280円に対して404円というふうに、これらの条件をクリアしておりますので、高料金の対策ということになっております。

議長（石崎勝三君） 4番野口 圓君。

4番（野口 圓君） いまいちよくわからなかったんですけども、要するに笠間全体の水道料金1軒1軒にこの料金を支払っているというんじゃなくて、特定の費用がかかるところに払っていると。そうすると、大体そこは何軒ぐらいあって、この金額なんですけれども、1軒当たりどのぐらいというのはわかりますか。

議長（石崎勝三君） 上下水道部長早乙女正利君。

上下水道部長（早乙女正利君） 高料金の補助対象になっておりますのは、笠間水道事業だけでございます。それで、何軒というのは。

〔「これは笠間だけなのか」と呼ぶ者あり〕

上下水道部長（早乙女正利君） これは旧笠間水道だけで該当しております。

議長（石崎勝三君） ほかにないですね。

以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第21号 平成19年度笠間市一般会計補正予算（第7

号)から議案第31号 平成19年度笠間市工業用水道事業会計補正予算(第4号)は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託並びに討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(石崎勝三君) ご異議なしと認め、そのように決しました。

これより採決に入ります。

最初に、議案第21号 平成19年度笠間市一般会計補正予算(第7号)を採決します。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(石崎勝三君) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号 平成19年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算(第5号)を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(石崎勝三君) ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号 平成19年度笠間市介護保険特別会計補正予算(第4号)を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(石崎勝三君) ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号 平成19年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(石崎勝三君) ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号 平成19年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(石崎勝三君) ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号 平成19年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号 平成19年度笠間市立病院事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号 平成19年度笠間市笠間水道事業会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号 平成19年度笠間市友部水道事業会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号 平成19年度笠間市岩間水道事業会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号 平成19年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されま

した。

ここで私から申し上げます。本日の会議時間は、議事の都合により会議規則第9条第2項によりあらかじめ延長します。

なお、提案説明は簡潔にお願いします。

ここで暫時休憩いたします。

なお、4時45分に再開します。

午後4時37分休憩

午後4時46分再開

議長（石崎勝三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

時間が経過しておりますので、説明は簡潔にお願いをいたします。

議案第32号 平成20年度笠間市一般会計予算

議案第33号 平成20年度笠間市国民健康保険特別会計予算

議案第34号 平成20年度笠間市老人保健特別会計予算

議案第35号 平成20年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算

議案第36号 平成20年度笠間市介護保険特別会計予算

議案第37号 平成20年度笠間市介護サービス事業特別会計予算

議案第38号 平成20年度笠間市公共下水道事業特別会計予算

議案第39号 平成20年度笠間市農業集落排水事業特別会計予算

議案第40号 平成20年度笠間市立病院事業会計予算

議案第41号 平成20年度笠間市笠間水道事業会計予算

議案第42号 平成20年度笠間市友部水道事業会計予算

議案第43号 平成20年度笠間市岩間水道事業会計予算

議案第44号 平成20年度笠間市工業用水道事業会計予算

議長（石崎勝三君） 日程第22、議案第32号 平成20年度笠間市一般会計予算から議案第44号 平成20年度笠間市工業用水道事業会計予算までの13件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第32号 平成20年度笠間市一般会計予算から議案第44号 平成20年度笠間市工業用水道事業会計予算についての提案理由を申し上げます。

これらの議案は、一般会計、特別会計7会計及び企業会計5会計の平成20年度の当初予算であります。

内容につきましては、それぞれの担当部長からご説明申し上げますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（石崎勝三君） 総務部長塩田満夫君。

〔総務部長 塩田満夫君登壇〕

総務部長（塩田満夫君） 議案第32号 平成20年度笠間市一般会計予算についてご説明申し上げます。

一般会計の1ページをお開きいただきたいと思います。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ268億200万円と定めるものでございます。

次に、継続費、第2条でございますが、第2表に定めるとおりでございます。

それから、第3条、地方債ですけれども、第3表によるものでございます。

第4条の一時借入金でございますが、一時借入金の借り入れ最高額は8億円と定めるものでございます。

第5条、歳出予算の流用でございますけれども、地方自治法220条第2項ただし書きの規定によりまして、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定めるとするものでございます。各項に計上した給料、職員手当及び共済費、賃金に係る共済費を除く、に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用とするものでございます。

内容につきましては、予算に関する参考資料でご説明申し上げますので、参考資料をごらんいただきたいと思います。

2ページをお開きいただきたいと思います。

一般会計の概要でございますが、先ほど申し上げましたように歳入歳出予算で268億200万円、前年度と比較すると5億800万円の減、1.9%の減となっております。また、繰上償還に伴う公債費2億3,289万4,000円を除いた実質予算額は、前年度比較で7億4,089万4,000円、2.9%の減で、265億6,910万6,000円でございます。

歳入でございますが、市税では93億4,205万円でございます。歳入総額に占める割合は34.9%となっております。また、前年度予算額と比較すると5,522万7,000円、対前年度比0.6%の増となっておりますが、これは固定資産税の伸びが増加の要因となっているところでございます。

4ページをごらんいただきたいと思います。

地方交付税でございますが、50億5,000万円を計上してございます。前年度予算額と比較いたしますと、5億5,100万円、9.8%の減となっております。税収の伸び、それから特別交付税の包括算入の減などが要因となっているところでございます。

それから、国県支出金でございますが、39億8,220万6,000円で、歳入総額に占める割合は14.9%となっております。前年度予算額と比較いたしますと、7.5%の減となってお

りまして、土木費国庫補助金 4 億 4,571 万 4,000 円の減が主な要因でございます。

それから、市債でございますが、20 年度の予算額は 36 億 9,180 万円で、歳入総額に占める割合は 13.8% となっております。前年度予算額と比較いたしますと、5% の増となっております。20 年度の市債の中には、高金利な市債を低金利なものへ借りかえをするための市債 2 億 3,140 万円を計上してございます。

次に、歳出、5 ページでございますが、新市の一体感を醸成し合併効果を高めるための幹線道路整備、交通の利便性を高めるための駅周辺整備など、都市基盤整備を引き続き推進するとともに、少子化対策に重点を置いた予算編成をしたところでございます。

歳出予算の款別に見ると、最も構成比が高いのは民生費で 25.5%、次いで土木費 19.4%、教育費 12%、公債費 11% となっているところでございます。

続きまして、18 ページをお開きいただきたいと思います。

18 ページから 20 ページにかけまして、各種事業の状況ということで新規事業等について掲載してございます。

次に、21 ページをお開きいただきたいと思います。

款別の主な事業等で、21 ページから 30 ページに記載してございます。

特徴的な部分を申し上げますと、まず総務費で、20 年度に笠間市で開催されます忠臣蔵サミット負担金 116 万 5,000 円の予算を計上してございます。また、岩間支所庁舎を公民館図書館機能等を持つ庁舎に改修費用といたしまして 5,200 万円の予算を計上しているところでございます。

次に、22 ページの民生費でございますが、20 年度に新たな制度として創設されます後期高齢者医療制度の医療費公費負担分 4 億 2,980 万 7,000 円を計上しているところでございます。また、南小児童クラブ整備に 3,487 万 6,000 円を計上しているところでございます。

24 ページになりますけれども、衛生費では、少子化対策として、新たに特定不妊治療費補助金を創設いたしまして、160 万円を計上しているところでございます。また、平成 20 年度から、市内全域におきまして合併浄化槽設置の補助が高度処理浄化槽設置に対し助成されることになりまして、設置補助金として 8,402 万 6,000 円を計上してございます。

次に、農林水産業費でございますが、農業の生産性の向上、効率的、安定的な農業経営の確立等を促進するために、市内各地で実施しております基盤整備事業等に必要額を計上してございます。耕作放棄地の発生防止・解消に取り組むため、遊休農地活用対策事業 186 万 4,000 円を計上しているところでございます。

次に、26 ページでございますが、商工費では、観光の振興を図るため民間から観光推進マネジャー活用事業を導入するための経費 926 万 1,000 円を計上してございます。また、各種祭り実施費用及び愛宕山、工芸の丘、つつじ公園、北山公園等の管理料を計上しているところでございます。

次に、土木費でございますが、幹線道路整備として合併支援道路の南友部平町線に 2 億

3,750万円、岩間駅周辺整備事業に6億5,962万3,000円、さらに新規事業として稲田駅前トイレ整備事業に1,080万2,000円を計上しているところでございます。

次に、28ページの消防費でございますが、消防指令装置部分更新工事として8,400万円、笠間消防第17分団の置き場の建設費用として1,568万6,000円を計上しているところでございます。

さらに、教育費でございますが、岩間中学校整備事業に6億322万円を計上しているところでございます。それから、20年度に茨城県で開催されます国民文化祭につきましては、その経費として461万4,000円の予算を計上しているところでございます。

31ページからは、主な普通建設事業ということで33ページまで記載をしてございます。

それから、34ページでございますが、補助金交付団体の状況でございます。20年度交付を予定している団体は141件で、合計で7億2,698万1,000円でございます。また、平成19年度に補助金等検討委員会より答申がなされてございまして、その答申を踏まえ、今後3年間で見直しを行ってまいりたいと思います。

平成19年度当初予算と比較いたしまして、平成20年度に新たに補助金を交付する事業は、特定不妊治療補助金など9事業となっております。また、目的を達成し終了した補助事業及び予算科目を組み替えた補助事業等は、新交通システム運行経費補助金など30事業でございます。

なお、前年度と同額交付予定補助事業は、民生委員児童委員協議会補助金など68事業でございます。38ページまででございます。

39ページからは、地方債の状況につきまして、41ページにつきましては、一部事務組合等の負担状況につきまして、それから最後になりますが、20年度の主な普通建設事業の位置図ということで添付してございます。後でござらんになっていただきたいと思っております。

以上、概略を申し上げてご提案とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（石崎勝三君） 保健衛生部長 仲村 洋君。

〔保健衛生部長 仲村 洋君登壇〕

保健衛生部長（仲村 洋君） 議案第33号 平成20年度笠間市国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

167ページをお開き願います。

第1条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ79億7,961万1,000円と定めるものでございます。

次に、第2条で、一時借入金の最高額を3億円と定めるものでございます。

また、3条について、歳出予算の流用でございます。

歳入歳出予算の内容につきましては、事項別明細書により主なものについてご説明申し上げます。

175ページをお開き願いたいと思います。

歳入の1款1項1目一般被保険者国民健康保険税及び2目退職被保険者等国民健康保険税においては、平成20年度の制度改正により、2節に後期高齢者支援金分現年課税分が新しく追加されております。一般被保険者国民健康保険税と退職被保険者等国民健康保険税を合わせますと、24億9,090万円となります。これは、医療費等の歳出見込み総額から国庫負担金分等を控除して、不足する部分を標準として見込んだものでございます。

176ページをごらんいただきたいと思います。

3款国庫支出金、1項1目療養給付費等負担金ですが、18億1,098万8,000円を計上してあります。これは一般被保険者の療養給付費と老人保健拠出金及び介護納付金等の34%の負担でございます。同款の2項1目財政調整交付金4億5,131万5,000円は、普通調整交付金と特別調整交付金を見込んだものでございます。

4款の療養給付費等交付金3億3,362万5,000円は、退職者医療費制度の医療給付費と退職被保険者に係る老人医療費拠出金の財源として、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございます。

5款前期高齢者交付金の9億1,622万6,000円は、新たな事業で、退職者医療制度にかわり社会保険診療報酬支払基金より交付されるものでございます。

178ページをごらんいただきたいと思います。

7款共同事業交付金9億662万円は、高額医療共同事業交付金と保険財政共同安定化事業交付金を見込んでおります。

9款繰入金ですが、事務費、保険基盤安定、出産育児一時金、国保財政安定化支援事業及びその他の繰入金は、それぞれの繰り入れ基準に基づき、一般会計より5億191万6,000円を繰り入れるものでございます。

2項基金繰入金、1目財政調整繰入金は、国保会計の財政調整のための4,000万円を繰り入れるものでございます。

次に、歳出の主なものをご説明申し上げます。

181ページをお開き願います。

1款総務費につきましては、1億4,140万6,000円を計上してあります。14名分の職員の人件費及び電算業務委託料が主なものでございます。

183ページをお開きいただきたいと思います。

2款保険給付費でございますが、一般被保険者療養給付費40億4,000万円、退職被保険者等療養給付費4億1,000万円のほか、それぞれ療養費、高額医療費等を計上しております。

185ページをお開き願いたいと思います。

3款後期高齢者支援金等でございますが、9億8,936万5,000円を計上してございます。

4款老人保健拠出金でございますが、暫定的な期間であります。老人保健特別会計の

医療費の財源とするため社会保険診療支払基金へ拠出するもので、2億1,313万9,000円を計上してございます。

5款介護納付金でございますが、介護保険の第2号被保険者の保険料を社会保険診療支払基金に納付するもので、その約2分の1が国庫負担であり、5億5,060万円を計上するものでございます。

186ページをお開き願いたいと思います。

6款共同事業拠出金9億3,170万3,000円でございます。高額医療費共同事業費や保険財政共同安定化事業等へ拠出するものでございます。

7款保健事業費、1項特定健康診査等事業費5,746万5,000円については、平成20年度から保険者に義務づけられました特定健康診査関係の事業費を計上しております。

同款2項保健事業費2,157万7,000円は、医療費通知及び人間ドック、脳ドック検診等の経費を計上しております。

以上で、議案第33号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第34号 平成20年度笠間市老人保健特別会計予算について、補足してご説明申し上げます。

197ページをお開き願います。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億1,623万2,000円と定めるものでございます。

内容につきましては、事項別明細書により主なものについてご説明申し上げます。

203ページをお開き願います。

歳入の1款支払基金交付金は、2億6,818万1,000円を計上しております。

次に、2款国庫支出金は1億5,953万4,000円、3款県支出金は3,988万4,000円、4款繰入金は4,852万7,000円で、いずれも医療費の総額に対しまして、支払基金、国、県、市がそれぞれの負担割合に応じて負担するものの収入でございます。

次に、歳出の主なものについてご説明申し上げます。

205ページをお開き願いたいと思います。

1款総務費は、1項1目の一般管理費に374万9,000円を計上しております。2項医療諸費で、1目の医療給付費に4億8,300万円、2目の医療費支給費に2,223万円を計上してございます。

以上で、議案第34号の説明を終わります。

続いて、議案第35号 平成20年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算について説明申し上げます。

209ページをお開き願います。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億2,570万円と定めるものでございます。

歳入歳出の予算の内容につきましては、事項別明細書にて主なものについてご説明申し上げます。

215ページをお開き願います。

歳入の1款後期高齢者医療保険料5億2,692万5,000円は、基本的に75歳以上の方々より年金により直接天引きする特別徴収と、一定以下の所得の方について納付書で直接納付する普通徴収にて納付していただくこととなります。

次に、4款繰入金9,864万6,000円は、一般会計より事務費繰入金、保険料軽減分の保険基盤安定繰入金を計上してあります。

次に、歳出の主なものについてご説明申し上げます。

217ページをお開き願います。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金6億1,627万6,000円を計上してございます。以上で、議案第35号の説明を終わります。

議長（石崎勝三君） 福祉部長保坂悦男君。

〔福祉部長 保坂悦男君登壇〕

福祉部長（保坂悦男君） 命によりまして、議案第36号についてご説明申し上げます。

219ページをお開きいただきたいと思います。

平成20年度笠間市介護保険特別会計についてご説明申し上げます。

まず、歳入歳出予算でございます。

第1条です。保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ41億円と定めるものでございます。

次に、第2条、一時借入金でございます。一時借入金の最高額は、保険事業勘定2億円と定めるものでございます。

第3条、歳出予算の流用についての規定でございます。

内容につきましては、事項別明細書により主なものについてご説明申し上げますので、225ページをお開きいただきたいと思います。

まず、歳入でございます。

1款保険料7億6,912万2,000円でございます。356万5,000円の増でございます。65歳以上の方の第1号被保険者の保険料19%分でございます。

3款の国庫支出金9億682万6,000円、1,754万6,000円の増でございます。

4款支払基金交付金12億166万9,000円、2,988万円の増でございます。40歳から64歳の方の第2号被保険者の31%相当分でございます。

7款繰入金6億2,977万6,000円、一般会計等の繰入金でございます。

9款諸収入101万3,000円でございます。

ページを返していただきまして、歳出でございます。

1款総務費1億5,040万5,000円でございます。641万4,000円の減でございます。

2款保険給付費38億4,920万9,000円でございます。7,420万円の増、要介護者の在宅サービス、施設サービス、要支援者のサービス等を計上してございます。

4 款地域支援事業費7,563万3,000円、2,798万8,000円の増でございます。包括支援事業等でございます。

6 款公債費1,766万6,000円、8 款予備費553万6,000円でございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

次に、253ページをお開きいただきたいと思います。

議案第37号 平成20年度笠間市介護サービス事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

まず、第1条、歳入歳出予算でございます。介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,577万円と定めるものでございます。

第2条につきましては、歳出予算の流用についての規定でございます。

内容につきましては、事項別明細書により主なものについてご説明申し上げますので、257ページをお開きいただきたいと思います。

まず、歳入でございます。

1 款サービス収入1,726万8,000円でございます。対前年比189万3,000円の増でございます。

2 款繰入金850万円、3 款繰越金、4 款諸収入につきましては、科目設定でございます。

次に、歳出でございます。

1 款総務費1,892万9,000円でございます。人件費でございます。皆増でございます。

2 款サービス事業費629万2,000円、764万8,000円の減、ケアプラン作成委託料の減でございます。

4 款予備費54万8,000円でございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（石崎勝三君） 上下水道部長早乙女正利君。

〔上下水道部長 早乙女正利君登壇〕

上下水道部長（早乙女正利君） 議案第38号 平成20年度笠間市公共下水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の269ページをお開き願います。

第1条では、歳入歳出予算の総額を42億779万3,000円と定めてございます。

第2条では地方債について、第3条では一時借入金の最高額を8億円と定めてございます。

第4条では、歳出予算の流用に関する規定でございます。

ページを返していただきまして、第1表の歳入歳出予算の主なものについてご説明申し上げます。

初めに、歳入ですが、1 款分担金及び負担金、2 項負担金8,691万6,000円は、受益者負

担金を見込んでおります。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料 4 億 5,084 万 1,000 円につきましては、下水道使用料でございます。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金 2 億 8,840 万円につきましては、管渠設計委託料及び工事請負費等の国庫補助金でございます。

4 款県支出金、1 項県補助金 970 万円は、工事費の県補助金であります。

6 款繰入金、1 項一般会計繰入金 8 億 2,159 万 4,000 円は、公債費等に充てるための一般会計からの繰入金でございます。

2 項基金繰入金 2 億 5,085 万 6,000 円につきましては、公共下水道事業基金積立金より繰り入れるものでございます。

9 款市債、1 項市債 22 億 9,690 万円は、借換債も含めた公共下水道事業債及び資本費平準化債でございます。

272 ページをお開き願います。

歳出ですが、1 款下水道費、1 項下水道総務費 4 億 3,322 万 1,000 円は、業務関係及び下水道施設の保守点検を初めとする維持管理費等を計上してございます。

2 項下水道建設費 8 億 533 万 5,000 円の主なものは、管渠等を整備していくための設計委託料及び工事請負費を計上しております。

2 款公債費、1 項公債費 29 万 6,423 万 7,000 円につきましては、借換債を含めた公共下水道事業債及び資本費平準化債の長期債元金及びその利子等でございます。

273 ページをごらん願います。

第 2 表の地方債でございますが、起債の目的、公共下水道事業債 4 億 980 万円、借りがえ分 16 億 3,200 万円、資本費平準化債 2 億 5,510 万円、計 22 億 9,690 万円となります。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

以上で、議案第 38 号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第 39 号 平成 20 年度笠間市農業集落排水事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の 297 ページをお開き願います。

第 1 条では、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 4 億 3,233 万円とするものであります。

第 2 条では地方債について、第 3 条では一時借入金の最高額を 1 億円と定めております。

第 4 条では、歳出予算の各項の経費の流用について定めております。

ページを返していただきまして、第 1 表歳入歳出予算について、主なものについてご説明申し上げます。

歳入でございますが、1 款分担金及び負担金、1 項分担金 335 万 1,000 円は、友部北部地区の分担金でございます。

2 款使用料及び手数料 4,344 万 5,000 円は、1 項使用料 4,331 万 5,000 円及び 2 項手数料 13

万円で、配水使用料及び配水整備検査手数料でございます。

3 款県支出金、1 項県補助金4,736万4,000円は、友部北部地区の県補助金及び市債償還金等に充てるための交付金であります。

4 款繰入金、1 項繰入金3 億456万7,000円は、公債費等に充てるための一般会計からの繰入金でございます。

7 款市債、1 項市債3,360万円は、友部北部地区農業集落排水事業に充てるための起債でございます。

299ページをごらんください。

歳出でございますが、1 款農業集落排水事業費、1 項農業集落排水施設管理費9,494万6,000円の主なものは、役務費で、汚泥くみ取り手数料、施設管理委託料等でございます。

2 項農業集落排水施設建設費1 億1,014万2,000円の主なものは、友部北部地区農業集落排水事業の設計業務委託料、農業集落排水事業基金積立金でございます。

2 款公債費、1 項公債費2 億2,624万2,000円は、平成20年度に支払う起債の元金及び利子でございます。

ページを返していただきまして、第2表の地方債でございますが、起債の目的、農業集落排水事業、限度額3,360万円、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

以上で、議案第39号の説明を終わらせていただきます。

議長（石崎勝三君） 保健衛生部長仲村 洋君。

〔保健衛生部長 仲村 洋君登壇〕

保健衛生部長（仲村 洋君） 議案第40号 平成20年度笠間市立病院事業会計予算についてご説明申し上げます。

319ページをごらんいただきたいと思います。

第2条、業務の予定量でございますが、年間患者数を入院は延べ5,475人、外来は延べ2万4,200人を、1日平均では入院15人、外来100人を予定しております。

次に、営業的な部分をあらかず第3条収益的収入及び支出の予定額は5 億226万1,000円を予定しており、収入の主なものは、入院収益や外来収益などの医業収益4 億1,393万5,000円、また一般会計からの企業債利子償還に対します負担金や営業補助金などの医業外収益8,832万3,000円であります。

一方、支出では、給与費や薬などの材料費、また施設を運営するための経費及び減価償却費などの医業費用4 億9,697万7,000円、企業債の支払利息などの医業外費用を378万円、予備費を150万円を予定しております。

次に、資本的な部分をあらかず第4条資本的収入及び支出の予定額は、収入では企業債償還に対する一般会計からの出資金1,426万4,000円、ページを返していただきまして、支

出では企業債償還金2,139万8,000円を予定しております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額713万4,000円は、過年度分損益勘定留保資金713万4,000円で補てんするものであります。

次に、第5条、一時借入金につきましては、限度額を2億円と定めるものでございます。

次に、第6条、議会の議決を経なければ流用できない経費といたしましては、職員給与2億3,048万3,000円と交際費5万円であります。

次に、第7条、他会計からの補助金では、他会計からこの会計が負担金、補助金並びに出資金を受ける金額は、収益的収入では、保健衛生活動費に要する負担金1,035万円、企業債利子償還に要する負担金222万円、病院運営費補助金8,447万円、資本的収入では、企業債元金償還に要する出資金1,426万4,000円、国・県補助金2,000円と定めるものでございます。

次に、第8条では、たな卸資産の購入限度額を1億6,010万円と定めるものでございます。

なお、321ページから344ページにかけては、実施計画、資金計画、給与費明細書、予定貸借対照表、予定損益計算書、予算に関する説明が載せてありますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

議長（石崎勝三君） 上下水道部長早乙女正利君。

〔上下水道部長 早乙女正利君登壇〕

上下水道部長（早乙女正利君） 議案説明する前に、先ほど議案第38号 平成20年度笠間市公共下水道事業特別会計予算の中で、272ページの公債費で29万6,423万7,000円と答弁しましたが、間違いで、29億6,423万7,000円に訂正をさせていただきます。大変申しわけありませんでした。

議案第41号 平成20年度笠間市笠間水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の345ページをお開き願います。

第2条の業務の予定量は、記載のとおりでございます。

第3条の収益収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めるものでございます。

収入でございますが、1款水道事業収益は7億8,636万6,000円でございます。

1項営業収益6億2,309万3,000円は、給水収益が主なものでございます。

2項営業外収益1億6,327万円は、他会計補助金が主なものでございます。

3項特別利益3,000円は、科目設定のみでございます。

次に、支出でございますが、1款水道事業費用は、収入と同額の7億8,636万6,000円でございます。

1項営業費用6億6,806万4,000円は、原水及び浄水費、総係費、減価償却費等が主なも

のでございます。

2項営業外費用1億1,579万8,000円は、企業債借り入れ利息の支払い分が主なものでございます。

3項特別損失4,000円は、科目設定のみでございます。

4項予備費250万円は、収支のバランスを図るものでございます。

第4条の資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めるものでございます。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億681万9,000円は、過年度分損益勘定留保資金2億681万9,000円で補てんするものでございます。

収入でございますが、1款資本的収入は4億7,147万1,000円でございます。

1項企業債4億3,810万円は、繰上償還、第二次拡張事業に伴う企業債の借り入れでございます。

2項他会計出資金1,436万3,000円は、一般会計出資金でございます。

3項他会計負担金100万8,000円は、消火栓設置に伴う一般会計負担金であります。

7項工事負担金1,800万円は、補償工事負担金であります。

次に、支出でございますが、1款資本的支出は6億7,829万円でございます。

1項建設改良費6,136万5,000円は、施設改良費で、配水管布設工事費等が主なものでございます。

2項企業債償還金5億8,816万5,000円は、繰上償還分を含む企業債元金の償還金であります。

4項笠間拡張事業費2,876万円は、主に配水管布設工事費等でございます。

ページを返していただきまして、第5条の継続費の総額及び年割額は次のとおり定めるものでございます。

1款資本的支出、3項第二次拡張事業費、第2期工事の総額は20億4,752万6,000円で、年割額は記載のとおりとするものでございます。

第6条の企業債でございますが、起債の限度額は、建設改良費で1,000万円、繰上償還で4億2,810万円、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

第7条の一時借入金の限度額は、2億円と定めるものでございます。

第8条では、予定支出の各項の経費の金額の流用について定めるものでございます。

第9条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給与費4,787万円、交際費3万4,000円とするものであります。

第10条では、たな卸資産の購入限度額を300万円と定めるものでございます。

以上で、議案第41号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第42号 平成20年度笠間市友部水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の383ページをお開き願います。

第2条の業務の予定量は、記載のとおりでございます。

第3条の収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めるものでございます。

収入でございますが、1款水道事業収益は7億3,868万6,000円でございます。

1項営業収益7億3,160万9,000円は、給水収益が主なものでございます。

2項営業外収益707万4,000円は、下水道料金徴収委託料が主なものでございます。

3項特別利益3,000円は、科目設定のみでございます。

次に、支出でございますが、1款水道事業費用は収入と同額の7億3,868万6,000円でございます。

1項営業費用6億4,847万7,000円は、原水及び浄水費、総係費、減価償却等が主なものでございます。

2項営業外費用8,077万9,000円は、企業債借り入れ利息の支払い分が主なものでございます。

3項特別損失4,000円は、科目設定のみでございます。

4項予備費942万6,000円は、収支のバランスを図るものでございます。

大変申しわけありません。第4項予備費9,426万円は、収支のバランスを図るものでございます。

第4条の資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めるものでございます。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億5,519万3,000円は、過年度分損益勘定留保資金1億5,519万3,000円で補てんするものでございます。

収入でございますが、1款資本的収入は4億3,470万6,000円でございます。

1項企業債4億3,420万円は、企業債繰上償還、配水管布設に伴う企業債の借り入れでございます。

大変申しわけありません。第4項予備費ですが、やはり942万6,000円の間違いでございました。大変申しわけございませんでした。

次に、第2項他会計出資金1,000円は、科目設定のみでございます。

3項他会計負担金50万4,000円は、消火栓設置のための一般会計負担金であります。

5項固定資産売却代金1,000円は、科目設定のみでございます。

次に、支出でございますが、1款資本的支出は5億8,989万9,000円でございます。

1項建設改良費8,894万1,000円は、施設改良費で、配水管布設工事費等が主なものでございます。

2項企業債償還金5億95万8,000円は、繰上償還分を含む企業債元金の償還金であります。

ページを返していただきまして、第5条の企業債でございますが、起債の限度額は、建設改良費で2,000万円、繰上償還で4億1,420万円、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

第6条の一時借入金の限度額は、2億円と定めるものでございます。

第7条では、予定支出の各項の経費の金額の流用について定めるものでございます。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費で、職員給与費6,622万7,000円、交際費3万4,000円とするものであります。

第9条では、たな卸資産の購入限度額を300万円と定めるものでございます。

以上で、議案第42号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第43号 平成20年度笠間市岩間水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の417ページをお開き願います。

第2条の業務の予定量は、記載のとおりでございます。

第3条の収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めるものでございます。

収入でございますが、1款水道事業収益は3億4,515万8,000円でございます。

1項営業収益3億4,325万1,000円は、給水収益が主なものでございます。

2項営業外収益190万4,000円は、下水道料金徴収委託料が主なものでございます。

3項特別利益3,000円は、科目設定のみでございます。

次に、支出でございますが、1款水道事業費用は収入と同額の3億4,515万8,000円でございます。

1項営業費用3億1,204万1,000円は、原水及び浄水費、総係費、減価償却等が主なものでございます。

2項営業外費用3,011万3,000円は、企業債借り入れ利息の支払い分が主なものでございます。

3項特別損失4,000円は、科目設定のみでございます。

4項予備費300万円は、収支のバランスを図るものでございます。

第4条の資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めるものでございます。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3,328万7,000円は、過年度分損益勘定留保資金3,328万7,000円で補てんするものでございます。

収入でございますが、1款資本的収入は1億342万6,000円でございます。

1項企業債1億40万円は、企業債繰上償還、配水管布設に伴う企業債の借り入れでございます。

3項他会計負担金302万4,000円は、消火栓設置のための一般会計負担金でございます。

4項他会計借入金、5項固定資産売却代金1,000円は、科目設定のみでございます。

次に、支出でございますが、1款資本的支出は1億3,617万3,000円でございます。

1項建設改良費7,455万3,000円は、施設改良費で、配水管布設工事費等が主なものでございます。

2項企業債償還金6,216万円は、繰上償還分を含む企業債元金の償還金であります。

ページを返していただきまして、第5条の企業債でございますが、起債の限度額は、建設改良費で6,000万円、繰上償還で4,040万円、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

第6条の一時借入金の限度額は、1億円と定めるものでございます。

第7条では、予定支出の各項の経費の金額の流用について定めるものでございます。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費で、職員給与費3,600万2,000円、交際費3万4,000円とするものであります。

第9条では、たな卸資産の購入限度額を300万円と定めるものでございます。

以上で、議案第43号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第44号 平成20年度笠間市工業用水道事業会計予算についてご説明を申し上げます。

予算書の449ページをお開き願います。

第2条の業務の予定量は、記載のとおりでございます。

第3条の収益収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めるものでございます。

収入でございますが、1款工業用水道事業収益は3,647万7,000円でございます。

1項営業収益3,610万7,000円は、給水収益が主なものでございます。

2項営業外収益37万円は、預金利息が主なものでございます。

次に、支出でございますが、1款工業用水道事業費用は収入と同額の3,647万7,000円でございます。

1項営業費用3,205万2,000円は、原水及び浄配水費、総係費、減価償却費等でございます。

2項営業外費用140万1,000円は、消費税及び地方消費税でございます。

3項特別損失1,000円は、科目設定のみでございます。

4項予備費302万3,000円は、収支のバランスを図るものでございます。

第4条では、予定支出の各項の経費の金額の流用について定めるものでございます。

第5条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費で、職員給与費628万2,000円とするものでございます。

以上で、議案第44号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（石崎勝三君） 提案者の説明が終わりました。

散会の宣告

議長（石崎勝三君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は3月6日に開きますので、ご参集ください。
ご苦労さまでございました。

午後5時44分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 石 崎 勝 三

署 名 議 員 上 野 登

署 名 議 員 横 倉 き ん